

平成29年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

平成29年 3月22日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 3号 京丹波町役場位置条例の制定について
- 第 4 議案第 4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定について
- 第 5 議案第 5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第14号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算
- 第16 議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算

- 第18 議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第19号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第20号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第21 議案第21号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第22 議案第22号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第23 議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第24 議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第25 議案第25号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第30 議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算
- 第31 議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第32 議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第34 議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第36 議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第37 議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第39号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第41 議案第41号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第42 議案第42号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第44 議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修
工事請負契約の変更について

第45 発委第 1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第46 発議第 1号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書

第47 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 1番 | 坂本 | 美智代 | 君 |
| 2番 | 東 | まさ子 | 君 |
| 3番 | 森田 | 幸子 | 君 |
| 4番 | 篠塚 | 信太郎 | 君 |
| 5番 | 山田 | 均 | 君 |
| 6番 | 山内 | 武夫 | 君 |
| 7番 | 山下 | 靖夫 | 君 |
| 8番 | 原田 | 寿賀美 | 君 |
| 9番 | 山崎 | 裕二 | 君 |
| 10番 | 村山 | 良夫 | 君 |
| 11番 | 岩田 | 恵一 | 君 |
| 12番 | 北尾 | 潤 | 君 |
| 13番 | 梅原 | 好範 | 君 |
| 14番 | 鈴木 | 利明 | 君 |
| 15番 | 松村 | 篤郎 | 君 |
| 16番 | 野口 | 久之 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- | | | | | |
|----|---|----|----|---|
| 町 | 長 | 寺尾 | 豊爾 | 君 |
| 副町 | 長 | 畠中 | 源一 | 君 |
| 参事 | | 伴田 | 邦雄 | 君 |

参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
水道課長	十倉隆英君
会計管理者	下伊豆かおり君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	川畷勇人君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、早朝より傍聴、大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・東まさ子君、3番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定についてを議題とします。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） おはようございます。

本日、お手元のほうに議案第3号追加資料ということで、カラー刷りの鳥瞰図の配付をいたしております。この鳥瞰図につきましては、新庁舎の建設基本計画の資料編の中にも縮小したものにとじておりますので、ご承知のことかとは思いますが、もう少し拡大したものでご覧をいただきたいということで、本日お配りをさせてもらっております。

ほぼ中央付近に新庁舎の建設の予定地を配してございまして、その左側に27号線、また、新庁舎予定地の前に国道9号ということで、主要な道路も通過をしているという状況、それ

から正面から上のほうに京都縦貫道が通っております。また、道の駅「京丹波 味夢の里」から自然運動公園に向けまして、現在、計画中であります。町道曾根宮ノ浦戸麦線が町道として計画をされているというような状況でございます。また、右下におきましては須知高等学校、新庁舎建設予定地の間にウィードの森と。このような位置関係でございまして、上空から眺めていくことによりまして、このエリアの全体像がよりわかりやすくご覧いただけるのではないかとということで、準備をさせていただいたところでございます。

この一帯がこれからのまちづくりにも重要な部分というふうにも位置づけておりますので、対外的に本町の説明をさせていただく場合にこういった鳥瞰図等によりまして、ご説明をさせていただいているものでございますので、ご確認をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これより質疑を行います。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 本議案につきましては、審議会で町民の代表の皆さんによる丁寧な意見聴取と研究が行われまして、新庁舎の位置について答申を受けました経過を説明いただきました。あらゆる選択肢を考察した上で、答申された位置に異論はなく、来年度当初予算内で提案されております既存建物撤去や測量事務の円滑な進捗を求めるところでございますけれども、今後は、庁舎機能についての議論を進める中で、議会からの意向を積極的に聴取しながら進める計画をどのように考えているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 平成29年度の当初予算にも計上をさせていただいておりますように、新庁舎の建設予定地につきまして、今後、測量なり設計という部分に入っております。その上では、現在、事業費としまして、約30億円を見込んでおりますけれども、具体的な内容につきまして、並行して詰めていきたいというふうに考えております。

また、その節には、当然、議会からのご意見も頂戴しながらということになりますので、住民の皆さんにわかりやすくご説明をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 毎年、必ずその対応が迫られます、災害時の対応。そして、期限の定められた合併特例債をフル活用しなければならないという理由のもとで、今後、決して余裕はなく、きっちりと進めていく必要に迫られておりますが、今後の進め方について、そのタイムテーブルをどのように想定しているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新庁舎の建設に当たりましては、事業費も大きいということから、合併特例によります合併特例債を借り入れての事業ということで、現在、計画をしております。その合併特例債につきましても、平成32年度でこれまでの優遇の期間が終了するということになっておりますので、その合併特例債が活用できます期間内に庁舎を完成をさせるという目的のもとで進めているところでございます。そういったところから逆算をしてみますと、本年度に基本計画並びに実施計画の策定をし、次年度以降に具体的な内容の部分に入ってまいりますと、建築を平成31年度ぐらいから始めていくというスケジュールとなつてございます。合併特例の優遇期間が平成32年度末というふうに固まっておりますので、それに間に合う計画というところで平成29年度からの具体的な計画というのが現在のぎりぎりの状況かというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 行政再編後10年を経過して、ようやく始められました新庁舎の建設でございます。この問題につきましても、多くの町民の皆さんが興味と関心を持たれており、その一つひとつの工程につきましても、できる限りの広報、意見聴取を必要とされるものと考えます。先ほども総務課長さんからの答弁にありましたが、その広報について具体的に考えているものがありましたらお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これからの進め方につきましては、具体的には、内部でのワーキング会議等で現場の意見の集約というものを引き続いて実施をしてみますし、具体的に設計等に反映をさせていくこととしております。具体的な進捗が出てまいりますと、住民の皆様にも広報でありますとかケーブルテレビ等をフル活用いたしまして、十分ご理解がいただけるようにご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今回、新庁舎の建設予定地をふれあい広場一帯にとということで、そこを候補地ということで提案をされているのですが、新庁舎の配置計画を見ておきますと、庁舎の裏側になるんですか。西側といいますか、その山林に一部民有地があるわけなのですが、そこも敷地というようなことで計画をされているようなのですが、現時点ではまだ正式に依頼といいますか、そういうことはできないというふうに思いますけれども、測量の時点で所有者の方に協力要請といいますか、そういうような一定のお話というのができているかどうかお尋ねをしておきたいと思っておりますのと。

もう1点、町長にお尋ねをしたいと思いますが、今回、審議会のほうから答申の中で意見書というようなことで5点にわたる意見がつけられております。その中を見ておきますと、現在、グラウンドゴルフの協会の方等があそこでグラウンドゴルフ等で利用されているということで、その方たちから要望書というのも出ていたようでございますが、代替地といえますか、グラウンドゴルフだけではないですけれども、ほかの皆さんがふれあいができる場所が必要ではないかなというふうに考えるわけなのですが、町長としてどのようにお考えなのか、その点につきましてもお聞きをしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新庁舎建設の基本計画の中で、全体の平面図的なものも入れておるわけでございますけれども、これにつきましては、あくまでも建設予定地のイメージ図ということで整理をさせていただいておりますので、わかりやすく直線で区切っているという状況でございます。

また、計画地周辺の現況測量がまず必要であるということでございますので、今年に入りまして、地元住民の方、これは隣接地の所有者の方も含まれるわけでございますけれども、測量に入らせていただく旨の協力依頼を行っているところでございます。

また、全体概要の説明につきましては、測量が終わりました後に実施をさせていただくということで、地元とも調整をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、今、新庁舎建設予定地になっていますところ、グラウンドゴルフ協会の皆さんに管理していただいてグラウンドゴルフをしてもらっているのですが、どうしても買わんでよいというところは、そういう利用がなされているという面があったりして苦慮するのですが、旧瑞穂町にもグラウンドゴルフ場はあります。旧和知地域にもグラウンドゴルフができる場所が安栖里とか、今度、第二小学校跡地もできます。そこへ行けという意味ではないのですが、旧丹波の場合は、須知小学校跡地を中心にゲートボールをもらっています。また、須知公園でパークゴルフなんかも盛んに利用いただいていると。お金を補助をするとしたら、府立丹波自然運動公園は幾らでもできますので、そんなことも考えておりますけれど、少し時間いただけて、議決いただけたら、本格的に候補地、これだけたくさん土地がある京丹波町なので、新たに見出して提案できることがよいなと思っております。今のところそんな段階でございます。今まで管理してもらって活用していただいた方へのご恩に報いるためとか、あるいは健康長寿のまちを目指しているの、よい競技なので、

しっかりとサポートしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 1点、2点、お聞きいたします。

ただいま議案提出されております役場位置条例を何より先に議案提出されたわけをお聞きします。

そして、全体事業費として、審議会の答申として、今も言われましたように34.2億円は、本町の財政状況から見て町としては適当との考えなのか、その2点お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、第1番目に新庁舎の位置の制定について、条例を提案させていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたように、新庁舎を建設するに当たりまして、まず、新庁舎の位置が確定をするということを担保に事業の実施がなされるべきであろうというふうに考えておりますので、まずは新庁舎の位置をお認めをいただきまして、その後に測量とか、実施設計とか、取り壊しでありますとか、そういった予定をしております事業を実施をしたいということで、まず第1番目にご提案をさせていただいたものでございます。

それから、2点目に、計画額といいますのは、約34億円ということで予定をしております。これにつきましては、必要な面積の積み上げから先進の事例等に基づきます事業の単価を単純に掛けたものでございまして、算出をしたものでございます。本町の財政にとりまして、決して安い額でもございません。将来的な財政の状況を見てみますと、地方債残高が当然増えてまいりますし、また、財政的にも交付税の部分も減少をするというようなことで、今後も厳しい状況が続くという中での事業の実施であるというふうにも考えております。まずは、健全な形で事業を取り組みたいというふうにも思っておりますので、今後、実施設計等に移っていきます段階でしっかりと議論をさせていただいて、事業費につきましても無駄を省いた事業費にしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 財政的には、いつも言われるように厳しい中ではありますが、この審議会で答申されました木造建てという件に関しては、節約して検討していくということですが、これは変えられないことか、先行きでは検討していく中で、また鉄筋とかいろんな方法に変えられるものかどうかということをお聞きします。

それと、今配っていただいております京丹波未来ネットワークと公明党で新庁舎建設について

の緊急のアンケートの中にもありますように、町民の皆様の貴重な意向を聞かせていただきたいということで、本当に短い期間でありましたが、アンケートをさせていただきまして、2枚目の。

(発言する者あり)

○3番(森田幸子君) ごめんなさい。実施しました。町民の皆様の貴重な意見の中で、財政的に厳しいのであれば計画を見直し、事業費を圧縮すべきが87.8%と大半の方からこういった意見をお聞きいたしました。この事業費の節減について、最大でどれほどの抑制ができるかと考えているのか、また、今も言いました、今後、議論の中で木造建築の変更は考えられるのかどうか、その点お聞きいたします。

○議長(野口久之君) 中尾総務課長。

○総務課長(中尾達也君) 現在、計画をしております部分につきましては、本町の状況でございますけれども、83%が森林ということで、また、人工林も多く抱えているというような状況から、実施に当たっては木造が望ましいというような皆様のご意見ではございました。木造づくりという形にするのか、あるいはRC、鉄筋コンクリートづくりでありますとか形態はさまざまでございます。当然、木造になりますと、コストもかかるということもありますし、そういったことから、今後、しっかりとそういった部分は構造につきましても設計を組む段階で検討をしていきたいというふうに思っておりますので、現段階で木造づくりでというような考えではございません。

それから、コストの削減に向けて努力をするわけではございますけれども、現段階でどれだけの事業費が削減できるかという部分につきましては、まだ具体的な内容の検討に入っていない状況でございますので、今後、設計を行う段階でしっかりと検討し、見きわめてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(野口久之君) 篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) 本議案につきましては、新庁舎建設基本計画に基づきまして、役場の位置を変更しようとする条例でございますので、基本計画の内容につきまして、若干、細かいことにもなる点もありますが、お聞きをいたしたいと思えます。

まず、第1点目ですけれども、現在の分庁舎方式から町民にとって利便性が高いワンストップサービスの実現を図るということで総合庁舎方式としておりますが、保健福祉課は地域包括支援センターを円滑に運営するために、京丹波町病院とか社会福祉協議会との連携を図る必要があるというふうに考えておりまして、現在の瑞穂保健福祉センターが最適の事業所で

あるというふうに考えますが、新庁舎に保健福祉課が移転した場合、地域包括支援センターの運営に支障が出ないかどうか、まず1点お聞きをいたしておきます。

2点目は、同じ総合庁舎方式によりまして、水道課も新庁舎に移転をするというような計画になっておりまして、ご承知のとおり水道課は、本年4月1日より公営企業法による水道事業所ということになりますことから、町部局とは離れまして独立をした事務所で業務を行うというのが本来の姿ではないかというふうに思いますし、また、その事業所で事務をするということが効率も上がるというふうに考えますが、なぜ新庁舎に移転をさせるのかお聞きをいたします。

3点目は、新庁舎の機能の中で、400平方メートルの大会議室を設置するということになっておりますが、新庁舎にこのような大きな会議室がなぜ必要なかという点をお聞きをいたします。

次に、新庁舎の総事業費が34億2,000万円というふうに基本計画では見積もられておりますが、このうち合併特例債30億円を借り入れする計画ということになりますが、この借金によりまして、起債によりまして、今後10年後の財政状況につきまして、財政シミュレーションを審議会に示されたのかお聞きをいたしておきます。

以上、4点お願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目でございます。

現在、分庁というような形で、保健福祉課につきましては瑞穂地区に、また、教育委員会につきましては和知地区にというふうに、それぞれ分散しての配置となっております。新庁舎の建設に当たりまして、まず、優先をいたしましたのが住民の利便性を最優先ということで、利便性の向上をまず一番に置いております。その意味で、ワンストップサービスということで、住民の方が本庁舎に来場をいただきますと、その場で全てのしたい用事というのができるという部分をまず重点的にしたいということからワンストップサービスとしております。その意味で、これまで分庁で出先になっておりました保健福祉課、あるいは教育委員会、水道課、子育て支援課等につきましても、まず、本庁に集約をさせていただいて、連携をしっかりとっていきたいというところでございます。それによりまして、住民の方も受け付けに来ていただきまして要件を言っていただきましたら、職員のほうが住民の方に対応をそれぞれさせていただくというようなことで、こちらも住民の方のワンストップというような位置づけもさせていただいたところでございます。

今ございました保健福祉課の包括の事業の関係でございますけれども、現在におきまして

も、拠点は瑞穂でございますけれども、和知には和知支所内に地域保健福祉室がありまして、担当職員を配置し、また、保健師も常にそちらのところにもいるという状況でございます。

また、丹波におきましても、丹波地域保健福祉室が健康管理センターに配置をされております。また、そちらにも職員が在駐をしているという状況下でございます。拠点が新庁舎になりましても、考え方は従来どおりでございますので、それぞれ本庁舎から支所等への移動ということで、現場のほうの業務は対応をしていけるものと考えております。

また、さらに、今後、利便性の検討をさせていただく中で、職員の配置につきましても、本当に適切な配置というのがどこになるかという部分は、改めて検討をする必要があるかというふうに考えております。

それから、2点目の水道課も統合するという部分でございますけれども、これにつきましても、先ほど述べましたように、ワンストップサービスという部分をまず念頭に置いておりますので、窓口に来られた住民の方にしっかりと対応ができるような形で、水道課につきましても職員の集約をさせていただきたいというところでございます。

次に、大会議室ということで、約400平米ぐらいの面積のものを計画をいたしております。これは、中央公民館の3階の大会議室ぐらいを想定をしているものでございますけれども、そこでは、現在、本町で行っております確定申告の事務でありますとかそういったものがなかなか十分な場所がとれないという状況にもございます。

それから、現在も本庁舎の入り口で期日前投票も行っておりますように、非常に住民の方にとりましても狭いと、利便性も悪いという状況でございますので、そういった申告相談の場所でありますとか、期日前投票の場所でありますとか、そのほかいろいろな式典関係のものとか、そういうところに活用をしたいということで計画をしたものでございます。

それから、4点目でございますが、借入れを行います合併特例債が見込みとしまして約30億円というふうにしております。この点につきましては、審議会の中では、全体事業費というのは当然お示しをしておりますし、また、その財源として合併特例債を借入れるという部分につきましても説明はいたしております。ただ、将来的な財政シミュレーションを具体的に示したかといいますと、その部分については示していない状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 総合庁舎方式に変えるということにつきましては、基本計画に載っていますワンストップサービスの利便性を高めるということではありますが、やはり地域包括支援センターはこれから非常に重要な業務になってきますので、さらに推進していくために

は、やはり瑞穂の保健福祉センターに保健師機能を残すということも一つの考え方ではないかなというふうに思っておりますので、今後の職員の配置等の参考にして検討を願いたいということで、関連しています保健福祉課長、医療政策課長の意見を聞きたいと思っております。

それから、水道課のほうも新庁舎にということで、これもワンストップサービスということですが、事務職員は、確かに、そういう意味では、利便性は高まると思うのですが、施設担当につきましても、新庁舎へ出勤しても、また事業所に移動するというようなことにもなりますし、非常に時間とエネルギーが無駄になるというように私は思っております。水道課の新庁舎への移転は見直すべきだというふうに思いますが、再度お聞きをいたします。

それから、大会議室であります、確定申告とか期日前投票にということでありますが、何回ぐらい使用する計画になっておりますか。

それと、審議会に財政シミュレーションは示していないということでありますので、やはり一番最も機能が高い立派な計画がされたなというふうに思っているんです。財政シミュレーションを示して説明すれば、もっと縮小しようかというような議論も出てきたのではないかなと私は思うのですが、そういうことも出ていないということで、やはりこれは示されるべきではなかったかなというふうに思っております。平成38年度の総務課からいただきました財政シミュレーションによりますと、財政の健全化を示す実質公債費比率は18.9%ということで、合併直後の財政状況に近い状況ということになると予測されております。合併後11年間で積み上げてきました財政健全化の取り組みが新庁舎建設により一気に崩壊するということは避けなければなりませんので、財政の健全化が維持できる事業費に見直すべきではありませんか。

以上、4点お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 地域包括支援センターの関係でございますけれども、現在もたくさんの方の相談のほうを受けさせていただいておるところでございます。相談につきましては、訪問をさせていただいたりというようなことで、出向いて行っただけの対応が現在のところもかなり多い状況でございます。また、件数的にも、旧町を見ましても、それぞれさまざまというようなこともありますので、先ほど総務課長が申しあげましたように、課の中での運用ということで検討はしていきたいと思っておりますけれども、変わることで大きく後退するというよりは、まずそこへ来ていただいた方に第一次の対応をさせていただいて、また次に結びつけられるという面では効果的なことと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 医療政策課といたしましては、今、保健福祉課長のほうからお話がありましたが、京丹波町全体といたしましては、地域包括ケアシステムの構築、また充実というものをうたい、また進めております。この関係で現在も医療、保健、福祉、介護の4つが結びつくというような形で、懸命に動かしていただいているような状況でございます。その中で、先ほど総務課長のお話にもありましたように、職員の配置、こういったあたりでの機能的な有効的なことを考えていけるというようなことを今後考えているのではないかと思います。本庁にいろんなことがまた集約もありますが、やはり現場ではそういった医療、福祉等のつながりがより機能的に動き、そして本庁に集約されるというような形でうまく機能役割が連携していければ、一番ありがたいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 水道課の職員の集約についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、ワンストップサービスでの住民への利便性を高めるという部分におきまして、当然、水道課の職員につきましても、水道事務全般にわたりまして住民と対応する機会が多いというふうにも考えておりますので、まずは本庁舎での対応に重点を置きたいというふうに考えております。

それから、大会議室の使用計画でございますけれども、年間何回という使用回数でございますけれども、先ほど申し上げましたような申告相談でありましたら1カ月程度でございますし、期日前投票にしましても長くて2週間程度というような状況かと思っております。そのほか、会場につきましては、いろいろと交流事業でありますとか、住民の方に利用をいただけるような形での配置というのも視野に入れてのことでございますので、回数が多い少ないという部分での建設を計画しているものでもございません。一定の面積を持った多目的な会議室があることで、さらに町民の利便性というのは高まるのではないかとこのように考えております。

4点目の審議会へのシミュレーションの提示でございますけれども、まず審議会におきましては、一番重要となっておりますのが庁舎の位置を決定をすると。庁舎の位置をまず考えていただくというのが最優先でございました。そのために必要な面積、それから参考といたしまして事業費という部分も当然お示しをさせていただいた中で場所決定をいただいたというような状況でございますので、その財政シミュレーションによって規模というのが意見としては中にはございましたので、そういった意見は今後の中で反映をさせていきたいとい

うことで、審議会の中でもご説明をさせていただいたところでございます。

それから、新庁舎建設後の財政状況につきましては、合併当初に戻るような状況かと。数字上そういうふうに予想もしております。ただ、新庁舎の建設といいますのは、合併時の懸案でもございましたし、合併協定の中で新町になってしっかりと議論をすべきというような方向立てもいただいております。現在、災害等も多発をしている状況にあって、やはり安心して防災の拠点となるべき庁舎の建設というのが必要不可欠ともなっておりますので、そういったところでこの庁舎というのも最大の事業かというふうに思っております。それだけ大規模な投資をする必要があらうかというふうに思っておりますので、それ以降の財政状況につきましては、建設までもそうでございますけれども、しっかりと状況を把握し、分析しながら改善に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 新庁舎の建設計画では、延べ床面積5,800平方メートル、現庁舎の延べ床面積1,812平方メートルの約3.2倍の規模となっておりますことから、我々が独自でアンケート調査を実施した結果、やはり分庁舎方式などで計画の半分の2,800平方メートルにするのがよいと答えた人は約36%ありますので、今後、延べ床面積を見直す考えはないかお聞きをいたしております。

水道課の事務所の件であります。公営企業という点では、医療政策課も同じ公営企業でありますので、ここにワンストップサービスというのであれば、医療政策課も入らないといけないのではないかというふうに思うわけですが、その辺はどのように考えておられるのかということと。現在の水道課の事務所は、立派な事務室と会議室がありまして、やはり活用すべきというふうに考えております。今後その状況をどのように活用していくのかということについてお聞きをいたしておきます。

あと、大会議室の件であります。確定申告と期日前投票に400平米の大きい会議室が実際必要なのかということに私は疑問に思っております。もうちょっと規模を縮小しまして、確定申告、期日前投票に適正な面積を検討すべきだというように思ってますし、多人数の会議は、やはり中央公民館、ちょっと離れますが、中央公民館もあるわけですが、そこで開催すればよいというふうに私は考えております。

先ほど森田議員のほうでもありましたが、やはり財政的に厳しいということになると、先ほど総務課長のほうから答弁ありましたように、合併前のような状況に戻るというようなことにならないような規模とか主体構造を見直して、やはり事業費を圧縮すべきだというふう

に考えておりますが、その点についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、新庁舎の面積でございますけれども、これにつきましては、まず住民の方の利便性を高める上で、職員がどれぐらいの会議室が要るとか、住民の相談する談話室が要るとか、そういったものを職員みずからが検討をしまして積み上げてきたものでございます。そういったものをまず基本に置きたいということで、5,800平米というのが算出をされたものでございまして、今後、その中で、実施に移す段階で、しっかりと精査はしていく必要があるかと。合理化できる部分については、合理化をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、その中でしっかりと検討はしていきたいというふうに思っております。

それから、水道課を本庁舎にということで、医療政策課についてもということでございましたけれども、医療政策課につきましては、基本的には、病院あるいは診療所を主管しております部分でもございますので、そちらがやはり現場というふうに考えておりますので、集約という部分につきましては、いまのところ考えていないところでございます。

それから、現畑川浄水場でございますけれども、もともと少人数の職員の配置も想定し、また、現場を管理いただいております職員、会社等の職員の配置場所でもあったということでございますので、本庁舎に職員を集約した後につきましても、現場管理事務所ということで、引き続きその状態で機能をさせていきたいというふうに考えております。

それから、大会議室でございますけれども、当然、申告相談に400平米というような部屋の広さというのは必要がないわけでございますけれども、そういった部分でパーテーション等で区切るというようなことも想定をしている中でございまして、小さな行事から大規模な行事まで、このホールで対応ができるような形での面積ということで、現在、計画をしたものでございます。

それから、将来的な財政の状況というところで、当然、現段階からしっかりと削減できる部分というのは削減をしていく予定としておりますし、また、新庁舎につきましても、あくまでも概算という事業費でございますので、そこを先ほどから申しておりますように、しっかりと精査をし、必要な面積というものを最終的に絞り、事業費の縮減に向けて努力はしたいというふうに考えております。今年度におきましても、交付税等の財源が減少をしていく中でございますので、さらに事業につきましても、精査を行いながら必要なものを必要な時期に取り組んでいくというような姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

中央公民館につきましては、現状の活用状況等もございますし、また、公民館自体も年数

が経過をしているという状況でございますので、今後の補強でありますとか、改築でありますとか、建て替えでありますとか、そういったものも将来的に検討をする必要があろうかというふうに思っておりますので、新庁舎ができますまでにつきましては、現状での対応としたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、出先の部署も新庁舎に集約をしてということで基本計画がつくられております。職員数を173人と割り出して計画をされておりますけれども、出先の部署をここへ集約せずに建設をした場合、出先の機関には何人の方がおられて、出先を集約しなかった場合、職員数が何人になってどれだけの庁舎の建設事業費に影響が出てくるのかお聞きをしたいのと。

それから、住民のためのワンストップサービスということで、いろいろとおっしゃっていただいておりますけれども、私たち住民が役場へ訪れるというときには、住民税でありますとか、いろいろ利用料を払ったりとか、そういうことで来るわけではありますが、住民のための利便性のための集約化というのは、言いかえれば、今までお話を聞いている限りでは、行政の立場からの利便性というかそういうふうにも読み取れるわけです。私たちは、役場へ行ったときに本当に親切に対応していただけて、きっちり暮らしのための仕事をしてもらえというのが一番うれしいということで、そのためには庁舎も必要ですので、いろいろと施設をつくっていかなくてはいけないとは思っておりますけれども、行政の立場側からの提案ではないのか、その2点についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、現状でございますけれども、本庁の職員数としましては、102人となっております。出先の部分がそれ以外ということでございまして、集約しますと173人となります。それにつきましては、基本計画の3ページに、新庁舎建設の必要性というところで明記をしておりますのでご覧をいただきたいというふうに思っております。

それから、集約をしない場合の本庁舎の建設に係る事業費等々でございますけれども、目的がワンストップサービスというところで集約をするというふうに計画をし、審議会にお諮りをさせていただいて、新庁舎の位置を検討をいただいたというところでございますので、しなかった場合という部分については想定をいたしておりません。

次に、ワンストップサービスによる住民の方の利便性の向上という部分でございますけれども、職員につきましても、当然、連携がとれるということで、スムーズな運営は可能となります。しかし、住民の方が利用された場合に、その場所で求めておられたものが全て整う

ということが第一でございますので、行政サイドからの利便性という部分については、その次になってくるのかと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うのですが、審議会の答申、そしてまた基本計画というのも説明を受けたわけでございますが、1つは、場所の位置の問題なのですが、現庁舎周辺として限定をして4カ所を候補地として検討をしたということで、結局、新庁舎の規模、駐車場を含めて1万8,000平米の面積が必要だということで、ふれあい広場ということになっていると思うのですが、当然、この4カ所の候補地から考えて、それだけの面積とすれば、ふれあい広場しかないということになったのではないかと思うのですが、そういう点から言うと、ふれあい広場を前提にいろんな予算執行も含めて進んでいるのではないかと思うのですが、先ほど周辺の測量などのことについての説明があったのですが、新庁舎の位置というのはまだ決まっていないので、そういうような取り組みといたしますか、測量を含めてやっているのかいないのか、伺っておきたいというのが1つでございます。

それから、もう1点は、ワンストップサービスの関係なのですが、審議会の議事録を見ておきますと、委員さんから、何でそんな1カ所に集めるんだという意見に対して、ワンストップサービスの必要性としては、転入者の手続きが1カ所で済むとか、不動産関連の業者が手続きが不便を感じておられると、そういうことを認識しているというようなことを説明しているんですよ。これでは住民目線ということからは大きく逸脱していると。そういう立場で審議会で担当者が説明しているということが議事録に載っておりますが、そういうような立場では非常に問題だという点も1つ申し上げておきたいというふうに思います。

そして、もう1つは、1カ所に集めるということで面積を割り出されているわけですが、基本は、新庁舎基本計画というもので庁舎の基本方針だとか、新庁舎の位置だとか、基本理念だとか、規模とか、構造計画とか、そういうのを出しているわけですね。当然それに基づいていろいろ試算をされた数字が出されていると思うのですが、先ほど来、いろいろ聞いておきますと、面積の問題についても見直しをするようなニュアンスも聞こえるのですが、そうするとその基本計画というのはどういうことになるのかと。特に新庁舎の位置については、敷地の規模ということを大きい基本に置いてふれあい広場ということを決めているわけですから、当然、庁舎の規模とか事業費ということを含めてふれあい広場ということになっていると思うのですが、そういうことではないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 審議会におきまして、新庁舎の位置を議論をいただく際にたたき台ということで、まず、町が保有をしている町有地の活用という部分、経費的なものもありますので、そういったもので、しかも一定規模の面積が保有をしているものというようなことで考えたところをごさしまして、その中で現本庁舎に近い周辺において、一定規模面積を保有している部分というのを探していきますと、ふれあい広場でありますとか、道の駅「丹波マーケス」でありますとか、現庁舎でありますとか旧須知小学校、そういったところが上がってくるということでお示しをさせていただいて議論をいただいたところをごさいます。また、その中で、一定規模の面積というのは、先ほど来から申し上げておりますように、職員の意見等を集約しながら積み上げによって出された面積5,800平米というのをまず基本に置いて、その庁舎が入るために、また必要な駐車場でありますとかそういった面積等も考慮した中で、そういったものを全てお示しをした上で検討をさせていただいて、ふれあい広場が適地であるということをご意見をいただいたものをごさいます。

また、現在、まず基本となります全体の平面測量ができておりませんので、まずその測量をさせていただきまして、そこにしっかりと計画等を入れていきたいということをごさいますので、その部分の測量につきましては、平成28年度予算におきましてお認めをいただいておりますので、現在、事業を業務を発注しまして測量のほうをお世話になっている状況をごさいます。

それから、審議会の中で、ワンストップサービスというところで説明をする中で、外部からの業者さんとかも集約されているほうが問い合わせ等もしやすいとか、そういった利便性ばかりを述べているように言われておりますけれども、当然、住民の方の利便性が第一であるということで、そのほかについてはそういったような町外から見えられる方についても、あるいは新たに転入をされる方、転出をされる方についても、いろんな手続がございますので、そういった手続もワンストップサービスでしっかり対応ができるということで説明をさせていただいているところをごさいます。

最後に、敷地の面積でございすけれども、最初に申し上げましたように、まずは積み上げによる5,800平米という庁舎の面積というものをまず一番に置きまして、そこから必要な面積とかを割り出してございまして、それをもとに議論をさせていただいて、最終的にふれあい広場の位置というところに結論が導き出されたという状況でございす。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 再度お聞きしておきたいのですが、先ほど出先の職員さんの数は72

名ということでありました。資料の28ページ、29ページのあたりに、職員1人当たりの面積ということで、1人当たり33平方メートルを示してあるわけですが、職員数72人に掛けますと2,376平米ぐらいになるわけですが、今までの分散方式のままであれば、これだけの面積が少なくて済むということになるのではないかと思います、この計算は間違っているのか、あるいはこういうことによって事業費というのはどのぐらいの影響額になるのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 職員1人当たりの面積33.01平米といたしますのは、職員の1人当たりのスペース、それから会議室でありますとか、通路でありますとか、そういったものを全て含めた部分で割り戻しますと33.01平米ということで、建設面積5,710平米を173人集約した場合、173人で割り戻した場合に33.01平米ということになっております。現在の職員の数で1人当たり33平米を掛けますと、ほぼ3,300か400平米ぐらいの面積になろうかと思えますし、それに事業費を掛けますと十五、六億円とかそういったことになるのかなというふうにも思われますが、あくまでも新庁舎を建設し、職員を集約をするという前提のもとでの計画としておりますので、ここの数字等につきましても、それを導き出すための試算であるというふうにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいまずっと聞かせていただいている中で、ワンストップサービスにすることによって町民の利便性が高まると。盛んに答弁をされております。しかし、この間、そういった手続き等で効率化というのがどれだけの人数が読めるのかということも思えますし、また、一番懸念するのは、やはり災害時のことを考えます。集中して本庁舎に集まっているとなれば、もし周辺部での災害となったときに、そこの途中で基幹道路が分断されたときに、そこまで行けないということも想定されます。やはり一番それぞれの支所で、一番その場所等もわかり得る。そして、近く、早く行ける。迅速に現場に駆けつけれるといったことも一番大事なことかと思えますが、防災の点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目でございますけれども、住民サービス、ワンストップというところで、どれだけの利便性が高まるかという部分でございますけれども、実際に本庁なり支所を利用されている住民の方、特に本庁を利用されている住民の方につきましても、1日の人数というのは把握をしているわけでございますけれども、その人数だけを見るのではなくて、総合的に庁舎を利用される方にとってワンストップというのが理想的である

と。利便性がより高いというふうに理解をしているところでございますので、数が多い少ないというような数で判断をしているものではございません。

それから、災害時の対応というところで、当然、出先に職員が多くいれば、非常時というのは対応できる人数もそれだけ多いということにもなります。ただ、あらゆる場合が想定をされますので、どこで災害が発生するかわかりませんし、突然来る場合もあれば、十分予測できる災害もあるわけでございますので、そういったところでしっかりと災害時の対応計画を十分見直ししながら、そういった緊急時に機能をするような形で整備をしていきたいと。現在もそのように取り組んでいる状況というふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 二、三、質問をさせていただきます。

今回の議案は、木造建築物にするということが前提にあるように説明を聞いてまして、つくづく思いました。木造建築物の場合、こういう役場とか大スパンを必要な建物は高層化ができない。高層化ができないから広い用地が必要だ。だからふれあい広場。こんな感じにとるわけです。そこで、木造建築についての疑問点というか、検討された認識の問題についてお聞きをしたいと思います。公共建物の構造別の耐久年数をお聞きしたいと思います。これは、特殊な建て方をすれば木造でも長くなりますし、RCでも手抜きをすれば早くなりますので、平均的な一般に言われている年数をお聞きします。

それから、2つ目に、建築資材別の公共建物の単価をお聞きしたいと思います。木造の場合、それからRCの場合、SRCの場合をお聞きをしたいと思います。

それから、もう1つは、工事単価と耐久年数との関係は、やはり事業を立てる上で非常に大事なことだと思うのですが、考えておられるのかどうかということをお聞きします。

それから、4点目は、建築資材の適材適所についてお聞きをしたいと思います。ある府県の事例でされてますのに、例えば、木造で学校を建設した場合とRCで建設した場合、インフルエンザのための休校の校数が出ていたのですけども、木造の場合はRCに比べて3割から4割ぐらい閉鎖数が少ないというように、非常に木造の場合はいいようです。だから、建築物の用途とか、使い方とかによって適材適所が必要だと思うんです。ただ、その場合、RCの場合でも、内装を木材にした場合は、ほぼ木造建築に近い数値になるようです。ということをお聞きして、なぜ適材適所の活用をしないのかをお聞きをします。

それから、もう1点は、面積に直接関係になるというか、おっしゃっている職員用の駐車場のことでお聞きをしたいと思います。職員の方々には通勤手当が出ています。通勤手当が出ているということは、駐車場は職員の自己責任で確保するのが当たり前だと思います。そ

うでないと、通勤手当をもらっていない、この近所に住んでおられる方なんかは給与の関係が不公平になると。なぜ職員の駐車場をわざわざ用地を算出する材料に入れなければならないのか、その辺の考え方をお聞きします。

それから、現在のふれあい広場の現状についてお聞きをしたいと思います。現在のふれあい広場は、当初は、森林公園的な山村風の来賓館として施設ができたと思うのですが、そうでなかったら違うと言っていたらよろしいけど、私はそういうように理解しているのですが、そのときにどの程度の工事費を払ったのかお聞きをします。

2つ目に、そういう目的でなされた事業ですけども、偶然と言ったらおかしいというか申し訳ないかもわかりませんが、目的とは違う状態になっているのですが、現在、グラウンドゴルフ場として、非常に有効活用されていまして、町長も先ほど答弁されてましたように、町民の健康増進に非常に大きく寄与していると思います。そう思わないかどうか、もう一度確認をしておきたいと思います。

それから、3つ目に、ふれあい広場は管理等、町民の方々、メンバーの方々が管理をされておりまして、よく言われる言葉に行政と町民の協働ということが言われます。まさにこのふれあい広場の状況というのは、このお手本ではないかと思うんです。それをどう思われるかということと。京丹波町の施設で、これ以上に町民と行政が協働・協調事業に活用されている施設があるのはどこがあるのか具体的に教えてください。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、木造建築等についてでございますけれども、一般的に木造という部分でいきますと、30年から40年程度が耐用年数かというふうに思っております。また、RCでありますとおおむね50年というふうに把握をしているところでございます。

それから、構造別の単価でございますけれども、一般的にコンクリート構造物を100としますと、木造建築物につきましてもコストがかかると。マイナス115%ということになりますので、コストがかかるというふうに理解をしているところでございます。単価につきましても、手元に資料がございませんので、申し上げることができません。

それから、建築資材の活用につきましても、適材適所の活用がされないのかというところがございます。基本といたしまして、本町の状況等から木造づくり、あるいは木質化が望ましいというふうに報告をさせていただいておりますので、最終的にコストの面ともかかわってくるというふうに思いますけれども、完全な木造にするのか、あるいは化粧のみの木質にするのか、いろいろ手法については検討が必要かというふうにも思っております。

それから、職員の駐車場につきましても、必要な敷地面積の中に加えているものでございまして、これにつきましても、周辺の町有地についても活用をする中で、一定規模の面積も必要であるということから算定をしているところでございます。

それから、ビジョンダンマークにつきましても、合併前の話でもございまして、余り詳細については存じていないところでございますけれども、今のダンマーク、以前はパビリオンとして活用をされていたということもありまして、それを当然こちらのほうに移設をされておりますので、その移設費に十数億円の経費がかかったかというふうに記憶はしているところでございます。

それから、ふれあい広場の活用でございまして、現在、グラウンドゴルフのコースとしても活用をいただいております。先ほども町長が申しておりましたように、利用されている町民の皆さんの健康の増進とかそういった部分にも大きく寄与はしているというふうに認識をしているところでございます。

それから、現在のふれあい広場の運営でございまして、丹波のグラウンドゴルフの協会さんのほうで維持管理をお世話になっているという状況でございまして、協働によります運営というものがなされているものかというふうに思っております。これ以外の施設でありましても、町有の施設で管理運営を地元でお世話になっているというところは幾つかあるというふうに認識をしているところでございます。

それから、新庁舎の建設に当たりまして、先進地等の視察等を行った中で、情報として取り入れているものでございますけれども、構造のおおむねの単価といえますか、これは先進地の建物についての単価でございまして、それが標準かと言われましたら、そうはならないわけですが、単価ということでご報告をさせていただきますと、木造の平家で約3,200平米ぐらいの床面積のある建物でして、その場合、単価が平米当たり34万3,000円となっております。また、木造の2階建て、延床で2,900平米ぐらいの庁舎でありますけれども、これで平米当たり43万3,000円となっております。

それから、木造なりRCづくりで、地上2階建てで2,400平米の庁舎でありますけれども、それで平米当たり33万1,000円となっております。

また、木質のハイブリット鋼材を集成材ですね、そういったものを使って建築をしております3階建ての4,800平米ぐらいの庁舎でありますけれども、これで約43万2,000円というふうになっております。

また、RC造りで2階建てで同じく4,800平米ぐらいで28万5,000円程度ということで、構造なり施設の規模等によりましてまちまちとなっておりますので、必ずしもそ

れが正確な単価とはならないということをご理解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 木造建設にこだわる理由でございますけれども、1つには、本町が置かれております条件という部分で、最初にも申しあげましたように、森林資源が豊富であるという部分がまず1点でございます。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのも制定をされておまして、できるだけ森林の資源の活用でありますとかそういった部分で木材の利用確保につながるというような趣旨のもとに通達も出ているところでございますので、そういったところにも配慮をしているという状況でございます。

それから、建設を行います上で、当然、構造についても、耐用年数につきましても、できるだけ耐用年数が十分にある庁舎の造りにすることによりまして、後年度の維持管理経費の削減でありますとか、必要となつてまいります改修等の経費の削減でありますとか、そういったものにも当然かかわってくるということになりますので、そういった部分も十分に念頭に置きながら設計等に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） まず、先ほど申しあげました建築物が町民にとってなぜ必要なのかという理由ですけれども、当町が山林資源に恵まれている。また、2つ目には国の政策ということなのですが、本当に、直接、町民にとってメリットというのはないのですかということを確認をしたいと思います。

それから、施工費用と耐久年数との関係なんですけど、一般的には木造は30年、RCは60年と言われております。いわゆる倍もつということですね。だから、木材で、例えば、数字は、わかりやすいように50万円なら50万円できると仮定しますと。倍もつわけですから、その2分の1でRCだったら費用が済む。まだ、おまけにその2分の1の15%まだ安くなるということですからね。木造ですることが町財政、いわゆる町財政というより、町民一人一人の負担に大きく影響するということはお考えにならないのかどうかお聞きをします。

それから、通勤手当のことについてお聞きしたら、ちょっと回答がなかったのですが、これもお聞きしたいのは、私は通勤手当が出ているのになぜ町が職員の駐車場を確保しないといけないのかと。通勤手当が不要な方との関係は不公平になると思うわけです。それをなぜ町民

が町で働いてもらう人のために、それも通勤手当を出しながら、その費用を確保しなければならないかというのは矛盾に思われないのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

それから、ふれあい広場は先ほどおっしゃったように、町長もおっしゃっているように、私は非常に効果のあることだと思います。そういうところがほかにも幾つかありますとおっしゃいましたが、具体的に幾つかあるのを挙げてほしいのと。それを、例えば何かの事業をやらないといけないときに、それだけ効果があるというんですかね。いわゆる行政としては、ただ施設をせい、あれをせい、これをせいというのではなしに、これをしていただいたら住民なり、町民なりのところで十分に管理をして行政に協力をします。いわゆる協働をしますと言うておられる施設を簡単に取り崩されるのかどうかということをお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目、木質化による町民にとってのメリットという部分でございますけれども、本町の立地的な状況とか背景から、森林林業によって栄えてきた町でもありますので、そういったところで非常に木質という部分では住民にとりましてなじみが深いというふうにも思っております。そういった意味でもまちのシンボルと呼べる庁舎、それを建設することによりまして、住民にとっても誇り高いといいますか、そういう庁舎であるということも1つの目的かというふうにも思っております。

2点目に、木造、あるいは木質化を図ることによって、当然、割高になってくるということで、町民1人当たりにとってのコストもかかるというようなご質問かと思っておりますけれども、1つには、そういった木質化という部分のメリットという部分も1つありますし、全てが全て住民の負担というふうにも捉まえることもいかなものかというふうにも思っておりますので、そういった部分も、コストの面も、十分、調査研究はさせていただきながら、よりよい庁舎の構造等についても当然検討をしていく必要があるかというふうにも思っております。何でも高ければいいというような考え方については一切持っていないところでございます。

それから、職員の駐車場を確保する部分でございますけれども、当然、通勤手当というのは、本庁舎まで、自分の職場まで、自宅から通勤に要する経費の部分の一定額を見ているものでございまして、それと駐車場を確保するという部分というのは、また関連はありますけれども、全く別物だというふうにも思っております。従来から職員が駐車場を利用する部分につきましても、年間で1人3,600円ということで使用料をいただいている状況もございますので、今後につきましても、そういう考え方については変わらないものというふうにも思っております。

それから、協働によって運営をされている場所というところでございますけれども、1つ

には、例えば須知公園でありますと、維持管理について、地元の団体の方にお世話になっているというような状況もございますので、そういったところが協働による施設の有効活用、あるいは共同利用というようなところかというふうに思っております。

また、それ以外に、町有地の草刈りでありますとか、集落内における町有地の草刈りを地元でお世話になっているとか、そういったところに例えば燃料費を支給をしているとか、そういったところもあるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 建築費のことですけど、木造は割高になりますとおっしゃっているのですが、割高というのは、先ほどから聞いていると、RCを100とした場合、115ほどになる。いわゆる15%ほど高くつく。それだけの認識なのかどうかをお聞きします。

それから、通勤手当の件ですけども、今、使用料を払っておられるということですけど、そら、当然だと思っんです。だから、駐車場をなぜ町が確保しないとイケないのか。例えば、職員組合とか職員の団体ですね。通勤しておられる任意団体でもよろしいけども、その方が地域住民の方をお願いをして、確保して、町の用地の中には参入する必要は全くないと思うのですが、その辺の認識をもう一遍お聞きします。

それから、ふれあい広場を本当に町民と行政がともに活用をして、先ほどから出ていますように、健康の増進だとか、町の維持管理費用の節減だとか、非常にプラスになっているんですね。今、挙げられた須知公園のパークゴルフは、確かにその1つかもわかりませんが、あれには非常に問題が私はあると思っています。パークゴルフをしている間は公園を占有するわけですし、おまけに草刈りは100%負担をしてもらっているわけではなしに、町も負担経費を出さなければならないというような状態になっています。

それから、町有地の草刈り、これは町民のボランティア精神でやっているだけで、町有地を地域が有効に活用されているというケースであればそのとおりですけど、そうでなかったら町民に負担がかかっているだけなんです。そういうことと今回のふれあい広場の件は全く違うと思っんです。せつかく行政の、ある意味では、当初の目的は違いますので、初めからよかったというのではないけども、時代の流れの中で、そういう活用の仕方が見出せて、あの施設が先ほどからお話があったように、町民の健康の増進につながって、加えてまた町民の方が行政にも、あれせいこれせいというだけではなしに、みずからも協力してやっていくという協調の精神を育んだということでは、これは絶対残しておかないとイケないものだと思いますが、もう一度その点をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 木質化による新庁舎の建設でございますけれども、単純に木造建築にすれば割高であるというところだけかというようなお質問かと思っておりますけれども、まず、1つには、何回も申し上げておりますように、木造、あるいは木質化という部分というのが本町にとって材の循環活用にもつながってまいりますし、そういった経済効果というのは出てこようかというふうにも思っております。全てが全て出ていくものばかりではなくて、そういう内側にお金が回るという部分というのも地元産材等を活用する1つのメリットとかというふうに思っておりますので、それによって若干のコストがかかるというような場合についても、一定の効果もあるのではないかというふうに考えております。

それから、職員の駐車場を敷地面積の中に組み込んでいるというところでございますけれども、これにつきましては、通常の役場の利用者、あるいはイベント等、それから申告相談等々、選挙等々で利用をされる場合の一般の駐車場に加えまして、職員の駐車場というのも町において確保をすべき部分というふうに認識をしておりますので、その点につきましては、職員の駐車場という部分も本町の新庁舎の中の1つのスペースであるというふうに認識をし、計画に計上をしているところでございます。

それから、協働のまちづくりを推進する中で、1つの手法ということで、そういうスポーツ施設とか町有地の有効活用の観点から、住民とともに施設の管理運営を行っていくという手法というのが重要かというふうにも思っております。そういった中で、ボランティアというふうにも言われますけれども、そうした部分も多分にありますけれども、町と地域の住民が1つの施設をうまく維持管理していくという部分というのもそういう協働を推進していく中で重要な部分というふうに認識をいたしております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 新庁舎の移転に関して今回出ているわけなんですけど、なぜ移転する候補先が4つぐらいに絞られたのか。今、ふれあい広場が提案されているのかということで、話を聞いているんですけど、地方自治法の第4条の第2項に規定があります。今までずっと聞いていて何でこのことを言ってもらえないのかなと思っておりますが、「事務所の位置を定めまたはこれを変更するに当たっては」とこの以下にあるわけなんですけど、その答弁が全然出てこないのは疑義を感じるわけです。所与のものだと思って言われてないのかもしれないんですけど、この点をどのように考慮して、どのように書いてあるかというところも見てもらっているみたいなんですけど、どのように考慮して今回の提案に至っているのかということ具体的を教えてくださいたいのが1点と。

今回、先ほどから森田議員、篠塚議員からもありましたように、アンケートをとらせていただきました。土・日・月と駆けずり回って、ファクスとかメールとかもいろいろ利用させてもらった中で、205の回答を得たんです。この点に関して、パブリックコメントを計画案を答申される前に出されているので、パブリックコメントがあるからアンケートとかとる必要がないんだというように思われるかもしれませんが、パブリックコメントが何通あったか今正確に出てこないのですが、205人の方から集められたというようなことはないと思います。その中でどんなことが言われているかというと、新庁舎の位置についてはふれあい広場がよいという人は半分いません。新庁舎の方式についても総合庁舎方式がよいと言われている方が若干多いぐらいです。そして、新庁舎の規模についても計画の5,800平米でよいと言っている人は3分の1ちょっとぐらいです。新庁舎の本体工事費についても計画の木造2階建て5,800平米、23億円がよいと言っている人は8.29%です。さらに、町財政との関連で考えてもらった場合、計画の34億2,000万円、うち合併特例債の30億円の総事業費がよいと言っている人も8.78%です。こんなところから、計画が今示されて、それに基づいて位置条例の変更が提案されているわけなんですけど、町民の方はこういうふうを受け取られているんだなということはずわかりました。さらに、たくさんもっと配ったのですが、ご回答いただけなかったアンケートというのもあります。これはなぜかという、恐らく計画そのものが自分の中で理解できていなかった。何のこともよくわからなかったということで、アンケートに答えることができなかつたとか、そういう人も多分に含まれていると思います。そんな中で、来年度の当初予算の中には何もありませんのでないんですけど、計画に関して町民の人がどう思われているのか、このままでいいのか、このままでいいはよくないのではないのかというのは結果が結構返ってきているんですけど、その点に関してどのように今後把握して進めていくのか、具体的にこれも聞かせてもらいたいと思います。

そして、3点目ですけど、町民さんの意見としてアンケートに答えてもらう中で、新庁舎ができることによって町民の皆さんの負担が増えるとか、今あるサービスが低下するとか、そういった我慢をしないといけないことになるならば、新庁舎の計画そのものをもっといろんな、先ほども言ったように、方式であったり、規模であったり、費用であったり、そういったところを見直してやってもらわないと困るんだという意見が大半でした。それぞれ書いていただく中で、もちろん自由に書いていただいた人もいらっしゃった中での意見ですので、その程度なんですけど、その中でそういったところをどういうふうに踏まえて今後進めていくのか、なぜ位置条例が提案されて予算も測量のほうもついて進んでいくというような流れ

になるのか、そういったところももう一度確認させてください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目ですけれども、自治法の第4条で、条例で事務所の位置を定めあるいは変更する場合、条例でこれを定めなければならないとなっております、今回の位置を変更する部分といいますのが、まずは住民の利用に最も便利であるというように、交通の事情でありますとか、他の官公署との関係とかという部分も含めて適当な考慮をしなければならないとなっております、そういったところで、1つには交通の事情でありまして、27号線と9号が交差しているのは現在の庁舎の位置ではありますけれども、和知なり瑞穂に新庁舎の位置というのが、瑞穂なり和知地区にも近づくところでもありますし、また、27号線と9号を結ぶ都市計画道路の計画も現在進められているという状況にもありますので、そういったところからまず起点となるところという位置づけがございます。

それから、住民の利便に最も適合するようというふうにありますように、そういったところについては、今まで申しておりますワンストップサービスという部分が住民の利便に最も適合する場合というようなところで、そういった趣旨のもとに今回位置の変更をお願いをしているところでございます。

それから、アンケート調査を実施をされたということで、ただいま結果のほうもお聞かせをいただいたところでございます。本町におきましても、パブリックコメントを昨年12月22日から本年1月20日にかけて、約1カ月ぐらい住民に意見の募集をしております。その中で、意見としては23件のご意見を頂戴したものでございまして、先ほど山崎議員が申されましたような事業費の問題でありますとか、やっぱりもっと見直しをすべきというようなご意見もございました。それに対しまして、本町からの考え方をお示しをしております、そういった部分はしっかりと今後検討をしていきたいということで、利便性の向上とあわせて経費の削減についても努力をしたいということで回答をさせていただいているところでございます。

今後におきましても、先ほども質問の中にもありましたけれども、広報紙でありますとか媒体を活用しまして、ケーブルテレビでありますとかそういった媒体を活用しまして、住民の皆さんに必要性、あるいは現在の進捗状況等についてしっかりと説明をさせていただきまして、建設に向けてご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、庁舎の建設によりまして、当然、町の地方債の額等々が増加をしてまいります。後年度にその負担が発生をするわけでございますけれども、住民サービスの低下というものは当然避けるべきでありますし、サービスのほうはしっかりと維持をしていく形で、それ以

外の部分で削減をしていく必要があるかというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、最後に、サービスは維持する中でそれ以外の部分で考えていきたいと。それ以外の部分を具体的に挙げてもらえますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 当然、削減をすべきところというのは、物件費をはじめまして、繰出金でありますとか抑えられるべきところというのは、人件費も含めてしっかりと抑えていきたいというふうにも思いますし、一方で、事業の歳出の部分におきまして、住民のサービスの低下につながらないような形での投資的な事業の優先順位をつけて、必要な部分をまず優先的に行うなどのそういう対応を引き続いて考えていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、挙げてもらったわけですけど、もう、それ、スタートしておかないとまずいことばかりではないかなと思うんですけど、今現在、過去からできていることで、積み上がっていることというのはどんなことがありますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 合併以降で申し上げますと、まず定員管理という部分で人件費の削減を行ってきたところでございます。今後におきましても、定年退職等によりまして、また新たな職員の採用という部分での削減部分というの見込んでおりますし、引き続きまして物件費等の経常的な経費の削減、それから基金等を活用して地方債の繰り上げとかそういった部分で対応はしてきております。また、今後におきましても、これまで積み上げておりました基金の活用とかそういった部分で対応もしていきたいというふうに考えております。

物件費でございますけれども、新規事業とかによりまして、今、計画に要する委託経費とかそういったものを物件費に含めております。そういう計画とか見直し等が終わりましたら、その部分というのは新たに発生をしないものでもありますので、そういった部分での削減とかそういうものを見込んでまいりたいと思っております。

繰出金につきましても、真に必要な財源補填という部分ですけれども、その部分については、特に事業を実施している水道等におきまして、しっかりと事業の精査、あるいは収入の確保に努めていただいて、赤字補填的な繰り出しという部分は削減をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 非常に皆さんそれぞれ質問をいろいろとしていただいております。今

回の議題は、あくまでも役場の位置ということでございますし、非常に大事なご意見をいただいておりますけれども、関連した質問で最後まで終わると、終始しないようお願いをしたいというように思います。先ほどから答弁を聞いておりますように、皆さん方のご意見等を検討し、また、見直しをしながら調査研究をしていきたいという答弁もございますので、その辺のことも踏まえたご意見をいただきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

山田君。

○5番（山田 均君） 議長からそういう指摘もありましたけども、基本は新庁舎の位置という中に敷地規模というのは当然入っていますので、当然関連で一体的なものだというように私は思ってお尋ねをするのですが、1つは、今いろいろと質疑の中で、例えば木質化の問題、木造とか、それから規模とか、事業費とか、見直しとか、圧縮とか、そういう努力というのをよく言われるのですが、また、調査研究というように言われて説明をされるのですが、片方では、平成29年度中に実施設計をしなければならないと。時間的余裕はないと。こういうことを言われておるのですが、一体その余裕はあるのかないのか、今言われるように一定の見直しをしようとするれば、また、調査研究しようとするれば、一定の期間が必要になります。そういうことが十分確保できるのかどうかと。それならばなぜ木造の場合はこれだけですよと。今出ておりますように、例えばRC、SRCとかそういう例を出して審議会でいろいろ意見を聞くということならよくわかるのですが、基本的には木造ということで提案されて、いろいろ議論されて、その中で一応標準としては34億2,000万円というのが出されておるわけですね。基本計画に基づいて出されておるわけですから、それを余り変更するというようなことは、結局、今まで住民の代表を集めて議論したと。ワークショップをしたと。そういうことを否定するということになると思うんですけども、それがどうなのか。十分余裕はあるということなのか。結局は、規模とか事業費については、十分な時間的余裕もないということで見切り発車ということになりかねないと思うのですが、それならば絶対にそういうことはしないということは明言できるのか。それとも、例えば総額を15億円以内に抑えますというようなことも明言できるのか、1つ伺っておきたいというのが1つでございます。

それから、職員の意見を積み上げた。面積がそういう規模になったんだということもあったのですが、報告なんかを見ておりますと、その中に、職員ということになりますと、当然、町の将来的な見通しだとか財政的な負担の問題という議論はされて、そしてそういうことから提案をするということには職員としてもなっていないのかどうか。検討委員会が議論

されておるわけですから、当然そういうことがあると。行政運営上からも一番大事なところだと思っんですね、職員にとっても。そういうものが先ほど審議会には財政シミュレーションは示していないということですけども、そういうものも示して職員としてもどうあるべきかと、まちづくりの観点からも。そういう議論はされたのかどうか。ただ横の連携とか、これぐらいの大きさとか、そういうことをこういう必要だということでは、ちょっとそこが視点が欠けているのではないかと思うのですが、伺っておきたいと思います。

それから、いろいろ進めていくために、測量とかそういうこともされておるのですが、現時点では、ふれあい広場というのはまだ決まっていなわけなんですけども、ふれあい広場を庁舎の位置と前提に測量等がされているというように思うのですが、そういうことはないかどうか。蒲生野区の皆様へという文書が配布されておまして、2月15日付で。

「新庁舎計画地及び周辺の状態を把握するために下記のとおり測量実施しますと。いろいろとご迷惑をかけますが、現況測量の実施後に新庁舎の整備計画及び周辺の道路改良計画の説明会をしたいと思っます。」というようなことで、こういう文書を担当課が出して、蒲生野区の皆さんへというふうにしてるのですが、場所がまだ未定なのに、新庁舎の計画ということでこういうことが出されてるということについてはどうなのか、1つ伺っておきたいというように思っます。

それから、役場の場所を決めるということは、新庁舎の基本計画にありますように、場所と規模、事業費と連携してらるわけですから、一体的に考えるべきだと私も思うのですが、そういう立場で議会への説明だとか、住民への公開とかそういうことはされないか。とにかく場所だけ決めて、後は次の段階と言われまっすけども、しかし、実際、予算を見ていても、もう平成29年度中には実施設計を組まっすという前提で進んでらるわけですから、その辺は期間がない、迫られてらるということも言われるわけですから、その辺もあわせて伺ってきたいと思っます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、新庁舎の位置ですけども、当然、算定をしてらる面積をもとに場所のほうは候補地を挙げ、最終的に審議会としての決定をいただいたところでございまして、先ほど来から申し上げてらるように、平成32年度の合併特例の期間内での建設というものを目途に置いてらるるので、そうした形で計画的に進めてらるのが現状でございます。中で具体的な部分については、検討をするというふうにも申し上げてらるすように、実際、設計をする段階になっていろいろと業者からの提案等もあり、また、本町の考え方を示す中でしっかりと事業費の把握に努める必要があるというふうと思ってらるま

すので、決して見直しに余裕があるかというものではございませんし、後戻りすることもないというふうに考えております。

それから、職員の積み上げということで面積を出しておりますけれども、当然、本町の財政状況というものは職員も全て理解をしている中での検討ということになっております。まずは住民目線という部分で最も身近な職員が住民にとってどういったものが一番いいのかという部分を意見を出し合いまして、そういったところから順番に積み上げてきたものでございますので、財政状況も知りながらそういう必要な部分というのを積み上げてきているというところでございます。これにいたしましても、あくまでも積み上げた後の概算事業費を算定をしているものでございますので、その部分につきましては、今後の設計等の中でしっかりと整理をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、現在、現況測量ということで、測量のほうを地元の皆さんのご理解をいただいて進めさせていただいております。平面図等何も資料がありませんので、そういった基本的な測量をさせていただいているのみにとどまっております。測量が終わりました、一定の図面ができ上がりましたら、しっかりと地元の住民の方にご説明をさせていただく予定といたしております。

それから、あと1点、議会への説明等についてでございますけれども、基本計画の案につきまして議会へご報告をさせていただいておりますし、本計画につきましても議会のほうへご説明をさせていただいているのが現状でございます。これから具体的に、例えば議場の関係でありますとかそういう部分につきましても、当然、議会との協議も出てまいりますので、そういったところでしっかりと議会とも協働で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、審議会のほうから答申をいただいた際に、意見ということで審議会から本町に出されております。その中には、ご承知だと思いますけれども、事業実施に当たっては可能な限り建設及び維持管理コストが縮減されるように努められたいというような意見。それから、町民ワークショップで出た意見を酌み取り可能な範囲で実現されたい。新庁舎建設計画地に隣接する京都府立自然運動公園や京都府立須知高等学校等と連携した新庁舎を期待する。新庁舎建設計画地で行われているグラウンドゴルフの活動について事業実施に当たっては十分配慮されたいと。あと、文化ホール、図書館等の建設については、別途早期に検討されることを期待するというような、答申のほかに意見ということでいただいておりますので、そういった意見も当然含みまして、今後の設計等に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うのですが、1つは、先ほど答弁ありました人件費を合併以後削減したということでしたが、もちろん経費は確かに定数条例もありますので人数も減っております。しかし、その反面、嘱託とか臨時というのは職員数に匹敵するぐらい採用しているわけなので、人件費としての金額は減っておりますけども、全体の費用としては私は減っていないと思うのですけども、やっぱりそういうことからしますと、合併のときにどう言われたかと。合併して悪くならないと。よくなるんだということで住民は聞かされたわけでごさいます、何も約束手形がないわけなので、その説明を聞いたということだけなのですが、今、庁舎の建設にかかわっている議論をされておるのですが、結局、今、審議会とか、ワークショップだとか、職員の積み上げということで一定の面積、面積によって事業費が定まってくると思うのですけども、今アンケートの話もありましたけども、この京丹波町の財政力、また、この京丹波町としての力からすれば、34億円というのは私は非常に大きい、今後負担もかかってくると。町民に大きな影響を与えると思うので、例えば総額を15億円以内に抑えるという形で実施設計に取り組んでいくんだという思いはあるのか。あくまでも審議会や積み上げの中で出されてきたものを基本にして、83%の森林を抱えている本町としては、当然、木質を前提にしてやるという考え方なのか、基本的なことをごさいますので伺っておきたいと思います。

それから、測量の関係で先ほど担当課長から話もあったのですが、ほかの3カ所の予定されておったところはそのようなことは実施されていないのか、あくまでもふれあい広場というところを前提にされたのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ほかのことも答えられる、ちょっと答えておきますけど、まず、京丹波町の新庁舎建設基本計画について答申をいただきましたので、諮問した立場でこれを尊重することが役割だというふうにまず思っております。そうした意味で、ほかの候補地について議案提案させていただいてますので、さすがに現況測量も全くしない中で提案するのはいかにも不謹慎ではないかという認識しております。したがって、答申が今のふれあい広場ということになっていますのでそこを測量したと。ほかはしていないということでもあります。その他については、予算等を賛成いただいた方を中心に、やっぱり何回も担当課長が答弁していますとおり、皆さんの議会の意見を積極的に、今後、候補地以外の建物そのものにかかわってのことは慎重にご意見をお伺いして、誰からも賛成してもらえそうな役場庁舎にしていきたいというのが私の願いであります。本当に何回も何回も答弁しているのを聞いてい

て、明白に答弁できるのかという話ですけれど、もし明白に答弁できていないというふうに思っていられるのであれば、私のほうから、これから役場位置が決まったら、いろんなことを詳細にわたって建設に向けて設計できますので、それに従ってその段階、段階で議会の意思を聞かせてほしい。議会の意思というのは、私は想定しているのは、お一人とか、あるいはそのグループということではなしに、できるだけ多くの議会の皆さんの予算等についても100%お互いに意思が一定するということはないので、賛成してもらった方ということでぜひ取りまとめしてもらって、よりよい役場になることを本当に願っておりますので、明白に、皆さん、答弁させてもらいます。皆さんのご意見をこれから本格的に、今までは審議会に対して諮問した立場で、審議会の皆さんの答申を尊重するということと。それを提案させてもらった立場からして、議会の皆さんのご意見をこれから本格的に聞かせてもらうということで答弁としておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 今、最後に、町長から答弁がありまして、そのことを僕は確認したかったんですけど、審議会の答申、当然尊重すべきだと思いますし、今回の新庁舎の位置を決めると。当然のことであって、これも何ら異議が私はないんですけども、庁舎の規模とか事業費が幾らかと。それは次のことになると思います。無駄に大きなものといたしますとコストにはね返ってきますし、機能的にベストなものを、その中に行政サービスが行き届く場所であってほしいというのが全員の思いだと思いますし、冒頭に梅原議員からの質問にもありましたことも、今つけ加えて町長が述べられたんですけど、議会とも連携しながら努めていくと。これまさにそうしてほしいなというのは私も思っていますし、また、途中、総務課長からも合理的に精査していくということもあったように思います。それから、この概要の中にも、事業費の節減にも具体化を図る段階においては、適切な照査というんですか。精査かわかりませんが、行うことで事業費の節減に努めると。これまさにそのとおりだと思いますし、そういうことに努めてほしいなということで、基本は尊重しつつもがんじがらめにするのではなくて、実施設計に当たっては、これから精査をしつつ計画の見直しもあり得ると。当然、そういう場面ではそういう余地も残っているんだということで私は解釈しているんですけど、そういう解釈でよいのか確認をしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、まさに、岩田議員がおっしゃったことを明白に答弁させていただきました。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

新庁舎建設に伴い役場位置を変更する必要があるためであります。新庁舎建設に当たり京丹波町新庁舎建設基本計画審議会を設置し、5回の審議会を開催され、12月12日に基本計画についての答申が出され、新庁舎の基本理念と基本方針、庁舎の位置、規模や事業計画の概要が示されました。新庁舎を建設することに反対するものではありませんが、今回、提案をされています条例議案は、位置のみの条例変更であるとしているが、重要な庁舎の規模や事業費の試算もあわせて示されており、一体性のものであると言えます。この間、議会への説明も協議も不十分であります。町民のための新庁舎を理念に、まちづくりの拠点となる庁舎、まちを守る防災拠点となる庁舎、人に優しく利用しやすい庁舎、機能的で合理的な庁舎、環境に優しい庁舎と5つの基本方針を掲げていますが、果たして本庁集中方式が町民にとって利便性を高めることと言えるのでしょうか。災害時には直ちに支援施設として機能する庁舎としていますが、基幹道路が分断したりすれば本庁舎へ集まることもできず、現場に行くことも、指示や調査も迅速にはいかないのではないのでしょうか。過疎や高齢化が進む中、支所機能を充実してこそ町民のための庁舎と言えるのであります。審議会やパブリックコメントの意見の中にもありましたように、過大な庁舎をつくるのではなく、将来の人口、財政状況の推移を見きわめ、住民への負担を残さないようにすることが町民の皆さんが望んでいることではないのでしょうか。私たち議員は住民の代表であり、決定権という大きな責任が課せられております。このような重大な案件は時間をかけ、例えば特別委員会を設け、協議と議論を重ね、慎重に進めるべきであることも指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま上程になっております議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定につきまして、私は賛成の立場で討論を行います。

現在の役場庁舎は、昭和34年に建築され、築57年が経過をいたしまして、構造・設備

ともに老朽化が著しい状況であります。また、防災対応の面では、防災拠点としての耐震性が不足しており、大地震等の災害時における拠点施設として機能しないことが予想されます。また、今日までの時代の流れの中で、多様な行政課題に対応すべくその時々々に庁舎の増改築を行っておりますが、事務スペースが不足しており、役場機能が分散するなど非効率な状況となっております。このような状況で何よりもバリアフリーが極めて不十分なことや駐車場が狭いことなど、町民の皆さんの利便性においてもさまざまな課題を抱えてまいりました。このような状況から、これらの課題を解決するために昨年6月に第1回新庁舎建設基本計画の審議会が設置をし、5回にわたる審議会での審議を通して、町民の視点で新庁舎のあり方について慎重な検討が加えられたものであります。また、その間においては、中学生や高校生、各種団体、公募など、幅広い皆さんの意見を取り入れるための町民ワークショップの開催や検討委員会等、あらゆる角度からの意見を聞く中での昨年12月の答申となったものであります。こうした中、審議会から出された本答申を踏まえつつ、危惧されております自然災害への備えや財政面など、多角的な観点から検討をされた結果、審議会答申で示された通り、適切な規模と機能を持った新しい庁舎を建設することを方針として、京丹波町蒲生蒲生野487番地1、ふれあい広場を候補地とした基本計画を本年2月に作成されたのであります。新庁舎の建築場所の選定については、敷地規模の問題やアクセス性や立地条件の問題、水害や地震などの災害に対する問題、公共施設との連携の問題、建設準備コストの問題、さらには将来的な拡張余地の問題など、審議会において4カ所の候補地それぞれの現状をつぶさに検証された結果、他の地域と比べて客観的に評価が高かった点を勘案いたしましても、その位置は適切なものと考えます。現在の役場庁舎は建築以来57年、また、3町合併後12年に及ぶまちの歴史が、私たち町民にとりましても特別な場所という思い入れがあります。それだけに町民の皆さんの現庁舎に対する愛着もいかばかりかと拝察をいたします。しかし、それでもなお、京丹波町の将来を考え、発展を願った上での決断であり、本条例の改正案は京丹波町の新たな一步を踏み出す貴重な議決になるものと確信をいたします。今後、庁舎の規模や配置、全体事業費等の詳細について、町民の皆さんにできるだけ早い段階でお知らせし、協議の場を設けていただくことも要望しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 14番議席、鈴木利明でございます。議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について、賛成の討論をいたします。

本件は、京丹波町役場条例、平成17年条例第1号の全部を改正し、京丹波町役場は京都

府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番1に置くとするものでございます。この地は、ご案内のとおり国道9号沿いにあつて、丹波自然運動公園入り口前付近に位置する京丹波町ふれあい広場であります。町民多くの皆さんが一番よいところと賛同いただける場所と確信をするものでございまして、まさに新庁舎建設の適地であります。新庁舎に必要な面積を有し、交通の便やアクセスも良好であります。広域防災拠点であります丹波自然運動公園と極めて近い場所にあります。将来、公共施設の拡張も可能な絶好の場所と私は考えるものでございます。今日までご審議いただいた基本計画審議会15人の委員の皆さん、中学生や高校生を含む町民ワークショップ23人の委員の皆さん、さらにはまた検討委員会ワーキングチーム40人の職員の皆さん、ご苦労さんでありました。ありがとうございました。皆さんのご意見を今後しっかりと受けとめて私たちは審議してまいります。庁舎建設はなぜ今なのか。現在の庁舎は築後57年を經過しており、現状は極めて極限にあると言っても過言ではありません。加えて、合併特例債の活用期限到来を考えると、今をおいてほかにない、まさに絶好の最後となるタイミングのときであります。庁舎は言うまでもなく、行政の中核であり、防災の拠点であり、また、町民結集のシンボルとなる館であります。天災はいつどんな形で襲い来るか全く予見できません。しまったでは遅い防災の拠点たる庁舎の建設は、私たちを含むときの関係者の決断であります。私はここに私の万感を込めて賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この議会に本町の新庁舎基本計画が提出をされました。新庁舎の規模は、現在の本庁舎に配置されている部署に加えて、出先の教育委員会、子育て支援課、保健福祉課、水道課を新庁舎に集約するとして、新庁舎に必要な庁舎面積を5,800平方メートルにし、あと、倉庫、駐車場スペースと合わせて1万8,000平方メートルが必要としています。事業費は、新庁舎本体工事として23億円、その他既存施設の撤去費や造成費など、全体事業費は34億2,000万円としています。現本庁舎は昭和34年に建設され、約57年を経過した木造建築物であり、災害時の防災拠点として機能の面からも庁舎の更新は必要であり、審議会にも答申され検討がされてきました。パブリックコメントも実施がされ、意見も聞かれてきたところであります。しかし、役場は、住民が暮らしていくための総合的なサービスを提供するところであり、もっと住民の思いを取り入れるべきではないでしょうか。分散している部署を集約して、今お聞きしたところ72の方が出先で頑張っているというこ

とありますが、こうした皆さんを引き上げて本当に住民の幸せ、あるいはまた地域の活性化につながるのでしょうか。私たち住民は、役場が近くにあって必要な手続きができる。困ったときに親切に対応してもらえる。そんな新庁舎を望んでおります。町民の利便性のための部署の集約化と言われますけれども、行政サイドの考えではないでしょうか。住民もこの問題をみずからの課題として考えるために、もう少し時間をかけて丁寧に取り組むべきと考えます。今回の条例は、役場の位置を京丹波町蒲生蒲生野487番地の1のふれあい広場に置くというものでありますが、新庁舎の基本計画を基本に役場の位置が決定されたことから、この議案には賛成できないことを述べて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

山下君。

○7番（山下靖夫君） 私はただいま上程されています議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について、京丹波町役場位置条例（平成17年条例第1号）の全部を改正する京丹波町役場は、京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地の1に置くことに賛成の立場で討論を行います。

新庁舎の建設は、合併協議会の席でも議題に上がっておりました案件であります。平成16年12月の第9回合併協議会の席で、新町名が京丹波町に決まりました。その日の議長でありました横山丹波町長が10月に出発するに当たって、庁舎を今からどうこうする大規模なことを考えるということは到底できるものではない。庁舎並び公の施設を有効活用しながら、新体制、新しい議会、その中で踏み込んだ議論がなされて、円滑な行政の砦としてお考えが決められるであろうと期待しておるところであると。まずは、場所が決まらないことには思案のしようもないと言われて、今日、合併後11年目に新庁舎の機運が醸成され、新庁舎建設基本計画審議会設置条例が制定され、審議会が発足した。町長が委嘱、または任命する15人の委員が町長の諮問に応じて調査及び審議し、5回の審議会をもって答申されました。それを受けて京丹波町役場位置条例の制定が上程されたのであり、新庁舎建設に第一歩を踏み出したものとして歓迎し、賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

村山君。

○10番（村山良夫君） 私は、この議案に反対の立場で討論をいたしたいと思います。

質疑のときにも申し上げてましたように、この条例の制定は、新庁舎が広い用地が要ることが前提で提案された議案であります。しかし、その広い用地が本当に要るのかどうか、疑問に思うことが数々あります。その点を具体的に挙げて反対の討論としたいと思いま

す。

まず、1番目は、1万8,000平米の土地が本当に必要なかどうかということです。これは木造建築にするために、構造上、特に役場事務所のように大スパンの必要な建物は2階以上の高層建物は無理だということで、床面積が広くなり、当然のことながら用地が多く必要になってきます。しかし、これをRC等で4階建てにすれば、この建築物の床面積は半分で済むこととなりますので、このような大きな用地は不要となります。

次に、2つ目は、現在の業務を残し、本来の支所の業務を統合するということによる広いスペースが必要だということですが、本当に町民にとってみて統合することが本当によいのかどうかということは疑問を感じております。

それから、3つ目に、統合により広い駐車場が必要になるというように説明されています。しかし、職員の駐車場もその中に入っています。しかし、職員の駐車場につきましては、当然のことながら通勤手当を支給しているわけですから、当然、通勤手当の中には、駐車場が必要だったらその費用も入っているわけです。だから、自己責任で確保すべきものであって、今回の計画の中に職員の駐車場を確保するというのを上げることが疑問であります。

その次に、新庁舎の延べ5,800平米の必要性についてであります。この計画の中では、現状の人口で算出されておまして、10年後に説明書類の中でも2割強減少するというようにされているように、役場は木造でしても30年、RCにすれば60年、だから10年先、20年先、30年先まで見込んだ人口動向を見た上で事務所の用地を換算すべきなのに、現状で算出されているのはなぜか、これも疑問です。

それから、次に、今後、事務の合理化は皆さんもご存じのとおり、コンピューター化されて、事務的なことはコンピューターが代行するというのは、この役場業務だけでなしに、ほとんどの業務がそのようになるように思います。そんなことを考えますと、現在の事務所の用地面積が必要だということの根拠が非常に疑問に思います。

それから、3つ目は、新庁舎の建築用材、特性を生かしたものにすべきであるということです。なぜ木造建築にこだわるのか疑問です。人材の登用も適材適所があるように、建築資材もその特性を生かすべきで、大スパンの必要な構築物の骨組みは鉄材を使用することが常識で、壁等は強度をもたせることができない庁舎のような構築物を木造の骨組みにするということは、理にかなわないように思います。この辺も疑問です。

それから、外装材は、現代の科学の進歩で太陽の光等で外壁をベンチャーできる新建材もあるわけです。こういうものを活用することによって、将来発生する保全とか補修とかのコストを軽減することを図るべきであるのに、なぜそのことをしないのか、これも疑問です。

3つ目には、内装材です。内装材は、自然素材である木材を使用すべきであります。質疑のときにも申し上げましたように、インフルエンザによる休校・閉鎖の数というのは、木造はRCに比べて非常に少ないです。しかし、RCでも内装材を木造にすることによって、木造と同じくらいの閉鎖数まで近づきます。そういうことで、この建築物は適材適所すべきであるのに、それがされていないことに疑問を感じます。

それから、4つ目には、現在の位置を移動するのがなぜかということが非常に問題に思います。先ほどから申し上げていますように、用地は必ずしも1万8,000平米要らないのではないかと。それであれば、現在のところでも問題はないのではないかとということです。

それから、2つ目には、現在の中央公民館周辺の整備をすれば、もっと駐車場を有効につくれるはずですが。今、バスの駐車場、例えば1つの例ですが、あそこにあります。あのことによって駐車スペースが非常に不合理になっています。あの位置を変えれば、5台や10台、駐車場を増やすことは可能です。

それから、何よりも現在地がいいと思うのは、9号と27号線の交差点に接し、過去の知名度も非常に高い。その上、京丹波町の中心にふさわしいということです。なぜここをわざわざ議案のところへ移すのか、非常に疑問に思います。

それから、5番目には、住民サービス、住民負担、財政を10年、20年、30年後を見据えて計画を立てる必要があると思うのですが、そのようにされているかどうか、これも疑問に思います。

先ほどから重なりますけれども、行政業務も1カ所に統合することが本当に町民にとって最高の行政サービスができるのか、これも疑問です。

2つ目には、この投資は、町民1人当たり23万円ほどになります。本当にこれだけの価値のある事業なのかどうか。

3つ目には、当町の財政状況です。当町の財政状況は、京都府下の自治体の中で実質公債費比率はワーストスリーです。町民1人当たりの借金はワーストツーです。財政力はワーストファイブです。このような財政状況の中で、合併特例債が有利だということにつられて、多額の投資をすることは本当にいいのかどうか、これも疑問に思います。

最後ですけれども、本当に私は大事なものは、今のふれあい広場は、町民に有効に活用されて、施設の管理とかその他町民の方々が行われて、よく言われる行政と町民の協働の数少ない例で手本です。このものを消してしまうことの行政の責任というか、議会の責任を私は痛感すべきであると。そのことを強調しまして、私の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案されております議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

初めに、先ほど質疑の中で、町長の答弁は看過できない発言がありました。庁舎の問題は、賛成した人を中心に検討していきたい。賛成した人の声を聞き、相談をしたいという答弁がありました。日本は、二元代表制として議会が設けられております。議会の役割、責任も定められております。町民の代表として提案された議案に、町民の声を代表して反対、賛成があつて当然であります。それを町長はそういう発言をされました。これは、町民に対しても同じ対応をしているというように考えられます。この発言は撤回を求めるものであります。強く抗議もいたします。

改めて討論の内容を申し上げます。

提案の理由は、庁舎の移転整備を行うに当たり、役場位置を変更する必要があるためとして提案をされました。新庁舎建設は、合併特例債が借りられる平成32年までにと、京丹波町新庁舎建設基本計画審議会を設置して、平成28年12月12日に京丹波町新庁舎建設基本計画案を答申をされました。答申を受け、町は、京丹波町新庁舎基本計画を平成29年2月20日に発表し、町は平成29年2月27日から開会された平成29年第1回定例会に庁舎の移転整備を行うため、位置を変更する役場位置条例を提案しました。また同日に開催された議員全員協議会で、議員は京丹波町新庁舎基本計画の説明を受けました。議会での議論は、議案に対しての質疑だけで、議会として議員間での議論はされていません。こういうことから、未来ネットワーク、公明党議員団、日本共産党議員団の代表で議長に申し入れも行いました。役場の位置を決定する議案は、賛成が3分の2を必要とする最重要議案であること。議会も特別委員会などを設置して議会報告会などを開催して取り組むこと。役場の位置は、新庁舎の規模や敷地面積などからふれあい広場が適当として審議会答申も町の京丹波町新庁舎基本計画でも報告されていることから、住民代表機関として今すべきことは、重要案件である庁舎の建設の問題として、慎重な取り扱いが必要であるとして申し入れを行いましたが、採決に付されることになりました。もっと慎重に議員間での議論、町民への議会報告会など取り組む必要があることを初めに申し上げます。非常に残念でございます。新庁舎建設の必要性は、大多数の町民が納得できるものと考えます。どんな庁舎が必要なのか。財政規模に見合った規模や事業費は、まちづくりの中での庁舎の位置づけ、支所や分庁方式も考えるべきです。周辺部にこそ光を当てるべきです。10年後、20年後の京丹波町のまちづくりを考えた庁舎規模にすべきです。施政方針で審議会から基本計画案の答申を受けたパブ

リックコメントやワークショップの開催など、意見をいただいたとされておりますが、審議会でも使える施設があるのになぜ新庁舎に集約をするのか。配慮した記述が全くない。集約が予定されている部署は、最近できた建物ばかりである。現本庁舎に配置されている規模にしておくのがよい。立派な庁舎だけが残るようなことはならないようなど疑問の声も出されております。パブリックコメントの財政規模に応じたものにとの意見も出されております。事務局は、ワンストップサービスの必要性として、転入者の手続が1カ所で済むとか、不動産関連の業者が手続で不便を感じておられると、認識していると。町民からの声は聞いていないことの1つではないでしょうか。仕事をする側からしか見ていないし、住民目線から大きく逸脱していると考えます。水道課は公営企業として、独立した建物が普通の考え方ではないかという点も指摘しておきたいと思えます。新庁舎の位置は、京丹波町新庁舎基本計画概要でも、一に新庁舎の基本理念、二に新庁舎の基本方針、三に新庁舎の位置、四に新庁舎の規模、五に新庁舎の構造計画、六に新庁舎の事業計画、七に新庁舎の整備のスケジュールとなっており、新庁舎の位置の理由にあるように、敷地規模は新庁舎の規模、新庁舎の構造、新庁舎の事業と密接に連携しており、新庁舎の位置を決めることは5,800平米の規模や34億2,000万円があくまでもベースにして実施設計となり、必要なものを建てるということになります。新庁舎建設は、京丹波町の財政規模などにあった、身の丈にあった規模と事業費で建設すべきことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案の議決については、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

本日の出席議員は16名で、その3分の2は11名であります。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（出席者の3分2以上の者 起立）

○議長（野口久之君） 起立は出席者の3分の2以上であります。

よって、議案第3号は、可決されました。

これより暫時休憩をいたします。午後は1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第4、議案第4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 何点かお尋ねをしておきたいと思うのですが、今回、提案になっております条例の第1条では、趣旨として、町内の豊富な森林資源を生かした木質バイオマスの利用を通じ、エネルギー、環境、産業及びコミュニティーを軸としたまちづくりの推進ということになっております。今回の施設・設備については、熱源建屋と熱源施設と熱導管と空調機器設備となっておるのですが、今後この施設を使って、さらに熱供給をするというようなことはあるのかどうかということと。

趣旨にありますエネルギー、環境、産業、コミュニティーの軸となっておりますが、これは今回の長老苑とわちエンジェルということで、供給するということになっておるわけでございますけれども、2つの施設ということを示したものがこの第1条のものなのかどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 木質バイオマスエネルギーによります地域熱供給システムの今後のことでございますが、1つには、周辺に町有地がございます。そこの活用について、平成29年度の予算も上げさせてもらってますけれども、可能性を探っていききたいというのと。全町的に森林資源の活用による木質バイオマスエネルギーの熱供給ということで、単独でたくさん熱を使う施設ですとか、北海道下川町のように、政策的に住宅を集めて住宅の集住化と呼んでおられますけれども、住宅を集めて熱供給する施設をつくっておられたり、そういうことも考えられます。施設の集まりぐあいですとか、地理的要素などを地域の状況に応じた木質資源を活用する仕組みの検討が必要になってこようというふうに思っております。そのあたりも含めまして、平成29年度には、さらに調査をしていきたいというふうに思っております。

それから、今回の条例案でございますが、趣旨は熱供給施設の設置の趣旨を書いております。

して、今回の該当するものは、今回整備をいたしました市場大倉地区の熱供給施設、熱源建屋と特別養護老人ホーム長老苑とわち保育所、わちエンジェルのほうへ持っていく設備も含めたものを第2条で設置させていただいております。第1条では全体的な考え方、第2条は現実の施設の設置の規定を入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 1つは、このシステムを今後隣接する町有地の活用も探りたいということでもございましたけども、どういうものを考えておられるかということと。

それから、今回設置します熱源施設、この容量というものは十分、例えば隣接地に熱供給の施設をつくっても行けるということなのかどうかということ。

それから、1つには、熱をそこで燃やすということで、お湯を沸かすということなのですが、建屋そのものはそれなりの耐用年数もあると思うんですけども、熱源の施設は何年ぐらいの耐用年数なのか。また、熱導管、空調機器、それぞれの施設に配置しておるわけでございますけども、どうなのかということと。

それから、これを供給してみなければわからないという側面もあろうかと思いますが、資料なんかを見ておりますと、低温の場合には、現在あるエアコンとかそういうものを補的に使ってくださいということになっておるのですが、これまでの説明では、年1回程度ということでもございましたけども、実際にそういう見通しなのかどうかということ。

それから、それぞれ長老苑とわちエンジェルに施設を設置しておるわけでもございますけども、そういうものも今回の本町の地域熱供給施設として、修繕もあればするということになるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今後の熱供給の施設のどんなものかというような具体的なんですけども、それについては、周辺ですと、町有地がございまして、例えば農業用ハウスを設置して、そのボイラーといいますか、温風として使っていくというようなことも考えられます。一方では、ほかの自治体では、単独で、例えば温浴施設、お風呂です。お風呂を設置されているところもあります。それにつきましては、それぞれ市町村の状況ですとか考え方も異なってまいりますので、先ほど申しましたように、周辺でありますと農業施設になりますし、また、住宅の集まりぐあいですとかその地域の実情に応じた形で熱の利用ということを考えていくべきだというふうに考えておりました、そのような方向でさらに調査を進めていきたいということでございます。

例えば、農業用ハウスをつくりますと、容量の関係がございませうけども、その辺の容量も見ながら可能性を探っていきたいというふうに思っております。

それから、耐用年数でございませうが、建屋は鉄骨造でございまして、60年ぐらいはもつだろうと。ボイラーですとか、パネルヒーターとかほかの暖房機器、配管については、15年ということでメーカーのほうは保証期間といいますか、標準的な耐用年数を設けておりますが、それ以上はもつのではないかなというふうに思っております。

それから、既存の暖房を激寒期に使うということもあり得るということで、予算委員会でも申し上げましたけども、それにつきましては、そのシーズンの気象状況にもよりますが、大体、木質バイオマスボイラーでの熱供給を90%、激寒期であっても9割は確保したいということで、今見込んでおりますので、それほど併用といいますか、今の既存の施設を頻繁に使うということはないだろうというふうに思っております。これも含めてこれから実証的に研究をしていきたいというふうに思っております。

関連につきましては、町の財産として設置するものでございませうので、原則町の管理というふうにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきます。

それぞれの耐用年数の説明を受けたのですが、特に熱源の施設、熱導管とか空調機器というもので15年が耐用年数で、それ以上は使えるだろうということでございましたけども、当然、更新ということも将来考えれば必要になってくると思うのですけども、こういう場合は、今は、1つのモデル事業として実施するというのでございませうけども、15年なり20年先の考え方としてはどうなのか、あくまでも町の施設として町が更新等も含めて責任を持って進めていくという考え方なのかどうか、応分の負担をまたその時点で求めるということなのかどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 本町では初めての取り組みでして、この事業を成功させるように、この事業をもって取り組みたいというふうに思っておりますが、15年前のことを考えますと、こういった木質資源をバイオマスボイラーによって熱供給するという先進的な取り組みは少なかったように思います。今後15年どのように変わってくるかということもありますので、その時点でさらにこの取り組みが拡充して広げていくべきというふうな判断になりますと、もちろん更新ということもなりますし、その時点で森林資源を活用するという

方法をその時点でまたその時代に見合った形に改編しながら取り組むということになるかと思しますので、15年先のことまではちょっとわかりませんが、現在においては、この熱供給システムを将来にわたって成功するように続けていきたいという考えでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 第1条の趣旨なんですけど、真ん中の2行目のエネルギー、環境、産業及びコミュニティーを軸としたまちづくりとあるんですけど、軸というのはどういうイメージを持ったらいいんですかね。軸という意味には、一番わかりやすい意味では、回転するものの中心となる棒とか、もっと言うならば、活動、運動の中心となるもの。かなめとかそういう意味があるんですけど、エネルギー、環境、産業及びコミュニティーの4つを軸としたら、どういうイメージを持ったらいいんですかね。そこを答弁お願いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 熱供給システムにつきましては、豊富な森林資源を活用するという大前提があるのですが、その中で、エネルギーにつきましては、エネルギーの自給を目指す。環境という言葉につきましては、環境に優しい取り組み、例えば二酸化炭素の削減効果を求めていくとか環境学習によって環境を保全する。また、森林を保全する。そういった意識を持つ人材の育成につなげるとか。産業につきましては、林業振興ということになりますけども、コミュニティーにつきましては、地域住民などの豊かな暮らしの向上につなげていきたいという、このようなそれぞれのキーワードを軸という表現なんですけど、基本、柱、中心として、このまちづくりを推進していくということで、この施設を設置するというものでございます。短い文で書きますとちょっとややこしいことになりますけども、以上のとおりの説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、軸に柱と言ったほうがいいのかもしいかなというようなことを言われましたけど、柱のほうがよいような気がするんですけど、何で軸に最終的になったんですかね。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 中心で据えるという意味でこの言葉を使わせていただきました。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第5、議案第5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○1番(坂本美智代君) 委員会でもお伺いしていたのですけれども、使用料、収入として50万円上がっておりますが、年間どのぐらいの利用者を見込んでこういった試算をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長(野口久之君) 榎川和知支所長。

○和知支所長(榎川 諭君) 試算でございますけれども、これにつきましては、ゲートボールでありますとかグラウンドゴルフ大会、またその他の団体の利用でありますとか、それに伴いますゲートボールの練習会でありますとかを加味しまして50万円ということを決めております。来場者につきましては、7,000人強を想定をしておるものでございます。

以上です。

○議長(野口久之君) 山崎君。

○9番(山崎裕二君) 3点お聞きします。

まず、この事業ですが、もともと過疎地域の自立促進計画にのってて、過疎債でやるというような計画に落とし込んであったものが、わざわざ合併特例債に変わった事業だったと思

います。合併特例債にかわったときその話を聞かせてもらったわけですが、合併特例債の対象となる事業は、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業というふうに定まっているわけですね。その中で、わざわざこの条例名にわち地域とかんむりした理由をまず1点教えてください。

そして、広報京丹波のお知らせ版のほうで、前月号だったと思うのですが、愛称を募集していますね。3月10日までということで募集期間は済んでますが、これに関しては何点ぐらいの応募があったのかということであったり、最優秀賞として1万円程度の商品券を贈ると。これは予算的にはどこから支出されているのか。あと、この愛称を募集するというのはいつ決まったことなんですかね。何という愛称に決まったのかは、こけら落としイベントなどで表彰しますと書いてあるので、ここで聞いてしまうほうがいいかなと思うんですけど、何点ぐらいの応募があって、この愛称募集はいつ出てきたアイデアなのか。あと、1万円の予算はどこから出ているのか、これが2つ目です。

3つ目ですが、施設ですね。町民の交流、体育・文化の向上、福祉の増進を図るために設置するとの説明でした。その使用料は320円というふうになっていますが、他方、既存の類似施設であるグリーンランドみずほ内のかがやき広場の利用料金は、町内在住者でゲートボール1名1時間当たり500円、町外在住者は900円、照明代が200円というふうになっています。新施設は、既存類似施設のかがやき広場に比べて、大体、3分の2弱の利用料金になるかと思うんですけど、この辺の均衡とかそういったところは考慮は全然していなかったのか、どのようにして320円というふうにしたのか、そこを教えてください。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 初めに、この名称でございますけども、京丹波町わち地域交流拠点施設となっておりますけども、やはり和知にあるということを知りやすくということで、その地域を示すものとして入れさせていただいております。

募集のほうですけども、およそ70人ほどの応募がありました。

それから、いつ決まったのかということでございますけども、去年から募集をしようということで決めさせていただいております。

あと、320円の根拠でございますけども、確かにグリーンランドよりは安いんですけども、これにつきましては、町内の社会体育施設の使用料と同等としておるところでございます。

あと、1万円のことでございますけども、これにつきましては、商品券等でございますの

で、予算のほうに入れさせていただいておるところでございます。

以上です。

(音声なし)

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 支所の維持管理事業のほうで、消耗品等のほうで出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） わち地域、和知にあるからということですけど、合併特例債の対象事業との関係で、どういうふうに説明ができるのかということですね。もう1回そこをお願いします。

あと、町内の同様の施設と同じ、社会教育施設と同じような値段にしたということですけど、それだったら、かがやき広場と同じ値段にならないといけないのではないですかね、500円にならないと。それが何で320円になるんですかね。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） やはり利用料につきましては、できるだけ使いやすいというように、1時間320円とさせていただきました。これにつきましては、町全体の持ち物でございますので、そういったことでさせていただいております。

(音声なし)

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） はい、しておりません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そしたら、既存施設と同様の値段で320円になったということですけど、かがやき広場ではないということであるならば、どこの施設なんですか。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 先ほど申し述べましたけども、町内の社会体育施設の使用料と同額としておるところでございます。一番近いところと言いますと、この横にあります篠原の体育館等でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいのですが、今もありましたわち地域交流拠点施設という名称なんですが、本来、「わち」をつけるということになれば、地域交

流拠点施設わちとかね。そういうようにするというのが町民からとって、わち地域の交流拠点施設というように、私は受けとめられるというふうに思うんですね、聞いてみても。あえて先に「わち」を持ってきたと。別に地域交流施設の「わち」ということでも十分に「わち」というのは位置づけられると思うんですけども、あえて頭に持ってきたと。わち地域というのがくれば、狭く範囲が考えられるというふうに思うんですけども、それがどうかというのが1点でございます。

もう1点は、利用の問題なんですけど、当初の建設の予算のときにもいろいろ議論しまして、いろいろ二転、三転の答弁があったんですけども、グリーンランドの直近の人数を聞いてみますと、大体、年間5,000人程度ということになっておりまして、そこへ和知の方も今見えておるということで、和知にできれば当然その方は減るということをおっしゃいました。昨年のおきの説明では、グリーンランドの利用ぐらひはあるということでもございましたけども、利用見込みは先ほど7,000人強ということでもございましたけども、どういうところを算出されてそういう設定をされておるのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから管理の関係をどうするかということで、地元の団体にというようなこともございましたけども、具体的にはどういう方々、何人ぐらひの組織の方がしていただくかということ。当然、維持管理していただくとなりますと、委託料というのでも発生すると思うんですけども、そういうことについてはどうなのか。受け付けは当然町の施設ですので、町がして、維持管理していただく方が施設を維持していただくということになるのかどうか、ちょっとその点についても伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 初めに、あえて先に「わち」をどうしてもっていったのかというようなことでもございますけども、できるだけ浸透するようなことでこのようにつけさせていただきます。

あと、先ほど人数を言わせていただきましたけども、これにつきましては、ゲートボール大会でありますとかグラウンドゴルフ大会、また、イベントの利用でございますね。上和知中部村おこし委員会がここを拠点にしておりますので、特にその方が使われるというようなこともあったりとかゲートボールの練習会、また、グラウンドゴルフの団体の練習会であったりとかということで算出をしております。これにつきましては、各団体に教えていただきまして、無理のない範囲で決めさせていただきます。

あと、管理でございますけども、これにつきましては、跡地利用を推進する会の方もおら

れますので、できればその方に維持管理を行っていただくというようなことを考えておりました。当初予算につきましては、21万円を計上させていただいております。内容につきましては、グラウンド整備50回、芝生の管理30回、トイレの清掃50回程度というふうに試算をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 施設の名前ですけれども、わちを先につけたのは浸透するためということは、どこに浸透させるためで、和知の地域というふうにされたのか。同じわちというなら、最後につけても何も問題ないと思うんですけれども、和知をもっと浸透させるためにわちというのを前につけたということなんですかね。

合併以後10年以上経過しておりますけれども、やっぱり一体性ということをすごく強調されて、当然京丹波町という一体性やと思うんですけれども、そういう面からいうても、それぞれの旧町のよさとか名前というのは、大事にせんなんと思うです、私もね。そやけど、あえて町の施設にわちというのを頭に持つてくるということは、私はいかがなものかと思うんですけど、あえてつけるとすれば、最後に交流施設のわちというふうにすべきだと私は思うんですけど、そういう考えはなかったのかどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 今、浸透するためと説明をさせていただきましたけれども、そういうことで、いろいろ考えたんですけれども、やはりわちというのを場所的にもわかるということから、つけさせていただいております。

なお、ほかの条例でもありますように、地域の名前を先につけたような施設がありますので、そういったことでつけさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、山崎議員からもありましたが、この使用料についてかがやき広場と地域交流拠点の施設の利用料が違うということは、町民さんにとってはどのような説明で納得いけるのか、ちょっと今の答弁ではちょっと私も納得いきませんし、だったらかがやき広場の使用料もそのように検討していただけたらうれしいと思いますし、その点お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） かがやき広場等、いろんな施設がございますけれども、やはり

これにつきましては、町内の社会体育施設の使用料というのを根拠といたしまして、設定をさせていただいたというところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） そしたら、かがやき広場は、またそういう社会的な目的で設置されて、皆さんに利用していただく施設ではないのかどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） もちろんグリーンランドみずほの運動施設につきましても、広くいろんな方々にご利用していただくという、そこは同じ考え方というふうに思っております。

ただ、料金を逆にわちに合わすということにつきましては、今町から申しますと、指定管理に出しているということですので、一定その料金等については、指定管理の裁量の中で、もちろん町にも相談はありますけれども、そこで決めているものでございまして、今すぐに料金の改定をするという、町からすぐ即答する状況にはありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、答弁ありました。

今後またその点は、また町民さんにもちゃんと納得いくような設定をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

施設ができれば、当然施設の設置や管理の条例を制定するというのは、当然必要なことであります。今回、提案されております地域交流拠点施設は、平成28年度当初予算案で提案をされました。旧和知第二小学校跡地を利用した屋根付き多目的交流施設整備として2億443万円の予算が提案され、その後周辺整備が追加をされまして、2億5,000万円を超える事業として実施をされました。

指摘をしたい第一点は、地域交流拠点施設としての建設は、高齢化が進む中で交流施設として設置するのであれば、最小限の規模で検討すること、利用の見通しは2日に1回程度と

の答弁で、年間利用は8,000人程度と二転三転するなどの建設ありきの答弁、将来に大きな禍根を残すということも指摘をいたしました。

やはり議会での答弁は、住民に対して行っているのであり、公務員は公僕であり、住民に奉仕をする立場が求められている。もっと、誠実に答弁・説明をすべきであります。

今ありましたように、使用料金の問題についても、住民が本当に納得できる、そういう料金にすべきであります。

指摘する第二点は、なぜわち地域交流拠点施設とされたのかです。

いろいろ説明もありました。京丹波町の地域交流拠点施設として建設したのでありますから、和知地域の交流拠点施設と、町民が受けとめるような施設名は合併後の目指すべき方向として言われている一体性とは相反することを町が率先して進めていることとなります。

例えば、わちを入れようとするれば、地域交流拠点施設わち、こういうようにすべきと考えます。この点も指摘をして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第5を採決します。

議案第5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

- 1番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の提案理由として個人情報保護法等改正法による番号法の改正に伴う条例の制定であります。情報提供等の記録は不開示情報に該当する場合でも情報提供の記録を保存することとなったためであります。このマイナンバー法の導入は、わずか3カ月という短期間の審議で導入をされました。マイナンバーを使って個人情報を活用している範囲は、社会保障、税、災害対策の分野で行政運営の効率化、手続の簡素化を図れるとしています。

さらに来年度からは、金融機関での預貯金口座を開設する際、マイナンバーを記入させるなど、ますますプライバシー侵害に多くの国民は危機感を募らせています。

昨年の12月にも企業での不正使用が新聞に報道されておりました。当初から個人情報の漏えいや企業による不正使用が現実となってきています。海外でも導入されていますが、問題が多く発生しています。このような危険な番号制度の導入に対し、中止を求めて反対いたします。

- 議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

- 議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

- 議長（野口久之君） 日程第7、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番（東まさ子君） この条例は、消費税を10%に税率引き上げの平成31年10月1日施行で、条例を改正するというものでありますが、この法人住民税法人税割の税率を本町の条例におきましたら、12.1%から8.4%に引き下げをして、この引き下げた分を国税化にして、地方交付税の原資にするというものでありますけれども、この引き下げの3.7%というのは、金額にして幾らぐらいになるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 今回の税率改正に伴う影響額のことと思いますけれども、比較といたしましては、28年分をベースに全て新税率が適用になった場合という、あくまでも仮定の措置になります。

というのも、この適用については、順次新しい税率に移行していくということになっておりますので、一括的に税率が全て変わるといえるものではございませんので、そういう仮定ということで、ご理解をいただきたいのですけれども、おおむね3,000万程度の影響が出るんじゃないかなというふうに予測をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正の内容は、一つには町民税の法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き

下げ、この引き下げ分を国税化し、地方法人税として徴収をするものであります。

地方法人税は、消費税の引き上げにより、地方交付税の交付団体と不交付団体との間で大きくなる税収の差を是正するためとして、平成26年10月1日に施行されました。

今回、さらに政府が目指している消費税率10%への引き上げ時、平成31年10月1日を施行日として法人税割を12.1%から8.4%に引き下げ、この税収を地方交付税の原資として自治体間の格差を是正するというものであります。

しかし、地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とすることとされたために、法人住民税の法人税割の税率を本町では3.7%引き下げます。ということは、地方税がそれだけ減ることになります。後で交付税により市町村に分配すると言いますが、そもそも消費税を10%に引き上げなければ、これ以上税源格差が大きくなることはありません。

国の施策で税源偏在をつくっておきながら、国民に責任を押しつけるやり方は本末転倒であります。

また、もう一つは、消費税を10%引き上げ時に都道府県税である自動車取得税を廃止し、都道府県税である自動車税及び市町村民税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割が新たに創設されることとなります。

環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車の取得に対し課税され、徴収されるもので、税率は燃費基準達成度等に応じて決定をし、非課税、1%、2%の3段階を基本としています。

このような自動車業界の求めに応じた自動車取得税の廃止や、自治体間の税収格差是正のやり方には賛成できません。

そもそも地方財政の確立は、消費税増税に頼るのではなく、内需の拡大と累進課税の強化で行うべきであります。また社会保障を初め、地方が必要とする財源を十分確保するためには、地方交付税の法定率を抜本的に引き上げ、地方交付税の持つ財源保障機能と財政調整機能を発揮させた地方財政の確立が求められていることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第10、議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第11、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第13号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第13、議案第13号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番(山崎裕二君) 第39条の第1項、最後のほうに「聞く」を「聴く」に改めるということで、新聞の聞だったやつを傾聴の聴に変えるという「聞く」を「聴く」に改めるというふうになっていますが、この改めによってどういう意味が変わるのか、どういうことを期待してこれに変えたいという提案なのか答弁を求めます。

○議長(野口久之君) 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長(大西義弘君) これにつきましては、厚生労働省のほうの基準省令におきましても、平成28年の省令第53号で、この字に変えられておるということで、それに合わせさせていただいたということでございます。

単に聞くだけでなしに、広く聞いて訪ねていくというようなそういった意味合いと認識をしております。

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終ります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第14号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第14、議案第14号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終ります。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算～日程第30、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算から、日程第30、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について予算特別委員会委員長の報告を求めます。

山下委員長。

○7番（山下靖夫君） それでは、去る3月8日及び9日に開催しました予算特別委員会の審査結果について、報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましてはご承知いただいておりますので省略をさせていただきます、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第19号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第20号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長宛て送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出予算について、反対討論を行います。

安倍政権が始まって4年になりますが、アベノミクスのもとで超富裕層はますます豊かになり、国民全体の所得は低下する中で、中間層が疲弊し、貧困が拡大しています。

内閣府が発表した2016年度10月から12月期の国内総生産は依然として低い伸びとなっています。GDPの6割を占める個人消費が0.01%の減少となっており、内需の不振が続いています。

本町の29年度予算は、個人の所得は横ばいと聞きましたが、実質所得はマイナスとなっているのではないのでしょうか。法人税も均等割のみの法人が多いのではないのでしょうか。所得が減少している中で、本町に求められることは、町民の暮らしを応援することであり、町民の命、財産を守り、町民一人一人が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めることでもあります。

この立場で意見を述べます。

まず最初に、本町の新庁舎建設基本計画が提出されました。全体事業費は34億2,000万円、新庁舎に必要な面積は5,800平方メートルとされ、現在の本庁舎に配置されている部署に加えて、教育委員会、子育て支援課、保健福祉課、水道課を新庁舎に集約としています。そこへ駐車場スペース等を含め、全体の敷地面積は1万8,000平方メートルと示されています。

合併して12年目、この間、各旧町の役場を拠点にまちづくりが進んできました。今、各支所には9名の職員さんがおられます。また、庁舎以外の出先の機関で働いておられる職員

の方が72人ということでありました。地域の将来との関係を見ても、支所を中心とした今の体制を維持することのほうが大きな地域への活性化につながると考えられます。

住民が新庁舎の問題をみずからの問題として考えるためにも、もう少し時間をかけて丁寧に取り組むべきではないでしょうか。

次に、マイナンバー制度の問題であります。

マイナンバー制度は、さまざまな場面で情報漏えい、プライバシー権の侵害が危惧されますが、29年度予算では新たな問題として、個人町民税の特別徴収に伴い、役場が事業者等にマイナンバーを記載した特別徴収税額通知書を送付する問題についてであります。

そもそも従業員は、勤務先にマイナンバーの提示は強制されておらず、本人の承諾を得ないままの個人番号の記載はやめるべきであります。

次に、就学援助の手続についても改善を求めたいと思います。

就学援助費は、受給要件を該当しておれば、誰もが利用できる制度であり、認定に際して行われている民生委員からの助言は、法的な根拠はないので、やめるべきであります。

また、申請は、学校でも教育委員会でも可能にし、支給は銀行振り込みとし、もっと利用しやすい制度へと改善を求めるものであります。

次に、須知高校生の通学の利便性について、また高い通学費についての思い切った支援を求めます。

次に、商工業の振興についてであります。まだまだ厳しい経済情勢の中で、商工会と連携した小規模商工業者等の育成支援を行うと町はされております。それで、町は地場産業を取り巻く状況を把握するための実態調査を踏まえた施策を策定すべきであります。

また、中小企業振興基本条例をつくるために、調査研究をするべきであります。

本町の職員の半数が嘱託職員、臨時職員となっております。フルタイマーで働く、またクラス担任を持っている保育士さん、看護師、バス従事職員の方の正規化と時給の引き上げや均等待遇など、非正規労働者の労働条件の改善を図るべきであります。

以上を指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま上程されました議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算に、私は賛成の立場で討論を行います。

平成28年度は、施政方針にも述べられたように、森の京都ターゲットイヤーと位置づけられ、その名のとおりあらゆる場面において、森の恵みを身近に感じられる1年となりました。

た。

本町が有する豊富な森林資源のフル活用を目指した新しい取り組みは、試験的ではあるものの、地域の活性化とコスト削減に向け、新たな熱源として無限大の可能性を期待するだけでなく、先人から大切に引き継がれてきた本町の豊かな資源とその大きさを再認識することにより、地域が自信と誇りを取り戻すことに尽きると考えております。

さて、平成29年度予算は、寺尾町政における2期目の集大成となる予算であり、盛り込まれた施策の一つ一つに就任当初から一貫して住民目線による「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりに取り組んでこられた実績をもとに、さらなる充実に向けて邁進する意欲が強く感じられます。

一般会計の予算は、総額109億6,200万円が計上されており、将来的にさらに厳しい財政状況が予想される中で、前年度比5億5,870万円を減少させながらも、明確な方向性を見定めた上で精査した積極的な予算編成であると言えます。

具体的な施策では、いよいよ新庁舎の建設に向け、本格的な取り組みが開始されます。昨年の新庁舎建設基本計画審議会において、慎重な議論を重ねられ、また住民ワークショップ等を通じて将来このまちを担ってくれる中高生の意見やアイデアを伺う中で、新しい庁舎の位置が示されたところです。

地域防災の拠点として、住民のよりどころとなる新庁舎は合併から10年を経て、ようやく形となって見えてまいりました。

特に近年、各地で思いも寄らぬ自然災害が多発する中で、住民の安心安全を守るための拠点整備は最優先されるべき急務です。

合併特例債を最大限に生かすため、起債期限である32年度の完成に向け、全力で取り組まれることを強く求めます。

農林業振興対策については、町内全域の農業従事者を悩ませ続ける有害鳥獣対策を最重点課題と位置づけながら、前年度を上回る予算措置がなされ、防御対策としての防止柵設置の推進支援とともに、駆除対策にも力が注がれています。

特に、駆除隊員の高齢化により、減少が危惧される中で、新たな隊員の確保にも予算配分がなされ、将来を見据えた事業計画が立てられております。

また、農林振興では、地域の中核的な担い手農家や組織の育成支援に向けた機械導入補助事業の充実など、町の単費事業による施策に対して、基幹産業を守る強い意志と真剣さを感じとれます。

次に、住民の日々の生活に安心感を与える地域医療の充実では、核となる京丹波町病院と

関係機関の連携による地域包括医療の推進に積極的に取り組むとされており、基本健診の充実と受診しやすい体制整備を図るなど、住民の健康を守ることに重点を置きながら、安心して暮らし続けられる環境づくりを目指すとされております。

同様に本町が重要課題として取り組む子育て支援については、本町の将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、第3子以降の保育所利用料の無償化や地域全体での支援と教育、保育環境の整備など、本町が独自で推し進める手厚く、優しい事業の継続と充実が図られております。

また、新たな観光対策として、着々と進められておりますロケ地誘致事業においては、その拠点となるロケーションオフィスの設置運営など、このまちがにぎわい、観光客であふれる住民の夢と期待を具体化するものとなります。

今後、10年間の基本的なまちづくりの方向性を指し示す第2次京丹波町総合計画が住民の皆様により策定され、来年度からはこの計画に基づき、細分化された各種の事業計画が進められますが、これらの事業がばらばらに成り立つのではなく、総合的に一括推進され、その上で最大限の効果をj得る努力が肝要であると考えます。

一方で、これら各種施策の実現には、貴重な自主財源を初め、国・府の補助金などをしっかりと確保する必要があり、事業の内容を精査しながら、効果的な財源を研究し、確保することで、事業の推進が可能となります。

合併に基づく優遇措置が間もなく終結を迎える中で、来年度を基礎体力の維持と強化を目指すことに重点を置きながら、寺尾町長を先頭に全職員が一丸となり、取り組みを進められますことを切に願います。

本町の大切な10年後、20年後を見据えるとき、行政と住民、そして地域との密な連携と協働は欠かすことのできない必須条件として存在いたします。

行政と住民が手を携えて進めるまちづくりのさらなる推進を求め、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成29年度京丹波町一般会計予算は、寺尾町政2期目の最終年度の4年目の予算として提案されました。予算規模は合併後で6番目の予算規模となっています。

特に、合併特例措置の段階的縮減が開始され、地方交付税が合併算定替と一本算定の差額

30%減額となり、今後とも一層厳しい財政運営が予想されます。

25年度は、未来への投資、26年度は未来への希望、27年度は未来に引き継いでいく、28年度は地固めの年度として大型公共事業に多くの予算を投入してきました。

広大な京丹波町の地にまいた数々の種は、着実に芽吹き、花開こうとしていると29年度は「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりをより確かなものにするための予算として提案されています。

29年度は、新庁舎建設に向けて、新庁舎建設基本計画を策定し、基本計画をもとに新庁舎の建設に向けて、実施計画など具体的な作業に入るとしてはいますが、役場の位置を変更することは、何ら触れられていません。役場の位置条例の制定は、議会の3分の2以上の同意が必要な議案ですが、合併後の京丹波町の最重要案件として位置づけられていたのか。また、議会での審議も不十分であることも指摘するものであります。

特に、新庁舎の位置は、京丹波町森づくりプランの重点整備エリアとして京都府立丹波自然運動公園、京都トレーニングセンターとつなぎ、道の駅味夢の里へと連結をさせるための町道曾根宮ノ浦戸麦線の拡幅改良工事をアクセス道路として進めています。

地元合意を優先するのではなく、政策道路として強引に進めて、京都方面だけのスマートインターチェンジ設置につなげるための根拠とするためであることが明らかになっています。誰のための道路なのか、何のための道路なのかが問われています。

18億2,500万円を投入した大型公共施設道の駅味夢の里は地域振興拠点施設として情報発信と町内への誘導の役割を担うことが目的でしたが、改めて地域振興拠点施設の役割をもっとはっきりさせるべきです。

均衡ある京丹波町のまちづくりとは、町民の暮らしや営業、安心して暮らせるまちづくりは、常に町民を中心に置いた行政施策を進めるべきです。この立場から、大きくかけ離れていることを指摘するものです。

大型公共事業の推進は、どんな理由をつけようとも町民の願いとは大きくかけ離れています。周辺部でも安心して暮らせる京丹波町をつくってほしい、町民は強く望んでいるのです。

29年度当初予算は、家畜排せつ物を利用したメタン発酵などへの事業化への調査などのバイオマス産業都市構想への取り組み、ロケ地誘致事業として映画のまち、映像文化のまちとしてロケーションオフィスの設立で地域の活性化や観光資源を図ろうとしています。

地方自治体の本来の仕事は、そこに住んでいる地域住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることです。そのためには住民の自主性や意欲を引き出し、生産に結びつくこと、やりがいを引き出し、地域の活力を引き出す支援など、まちづくりと地域づくりの根幹に農林業を据

える町政運営を行うことを求めるものです。

また、水資源開発対策としても、本年もダム関連対策事業で、周辺整備事業の測量設計委託料として、300万円が予算化されています。

周辺整備事業は、過疎地域自立促進特別措置事業計画では、4億3,000万円の事業費となっています。利用見込み、維持管理経費など大きな負担となることは明らかです。計画内容を見直すことを改めて指摘するものです。

丹波地域開発株式会社に対し、平成26年度に経営支援と土地買い取り総額6億700万円の町民の血税を投入しました。この公金投入はどうしてもおかしい。89名の勇気ある町民が違法公金支出返還訴訟を起こし、現在係争中です。裁判の中で、経営の実態も次々と明らかになっています。公平な判断がされると考えますが、町民目線とは相入れないこととして、町民の町政への不信の大きさを示すものです。

大きな権限と権力を持つ為政者はその権限と権力を誰のために使うのか、町民の側に立って使うことは当然です。

29年度の予算には、小中学校の通学費の助成や耐震シェルター設置助成など、一貫して取り上げてきた事業も予算化されており、よいことはよいとするのは当然です。

モデル事業としながら、買い物弱者対策として、丹波地域開発株式会社にも全面委託の事業は商工会の皆さんからも疑問の声が出されるなど、テナント業者でお客様対策として取り組むことに対しての支援をするのが行政としての立場であること、行政としての基本に立ち返るべきことを強く指摘するものです。

さらに指摘しておきたいのは、政治姿勢です。

1つには、昨日閣議決定をされた共謀罪、テロ等準備罪です。町長は一般質問の答弁で、国会の場で議論をしっかりとされるべきと思っているとの態度でしたが、戦争を経験した世代としても、また1万4,860人の町民を代表する立場としてもきっぱり反対を表明すべきです。

共謀罪、テロ等共謀罪は、オリンピックのためとか、テロ対策という理由はつけていますが、過去国会に提案された共謀罪と同じ内容になっており、日本弁護士連合会も法案を国会に上程することに反対の意見書を発表するなど、一般の団体・市民も対象となり得るものです。町長として、反対を表明されることを改めて求めるものです。

2つには、財源の問題です。

平成32年末には、京丹波町の新庁舎建設を行うとして、平成29年度に実施設計に入ること、さらに認定こども園建設も引き続き取り組むことも明らかにされました。

さらに、畑川ダム湖畔の周辺整備、映画村、バイオマス利活用、さらにスマートインターチェンジやアクセス道路として計画している曾根宮ノ浦戸麦線拡幅改良工事など、ハード事業がめじろ押しであること。

また、公益事業として船井郡衛生管理組合の火葬場建設に15億6,000万円の負担予定など取り上げた事業だけで73億3,000万円となります。

過疎債や合併特例債は交付税で算入される有利な起債といわれますが、起債は借金であり、返済が当然必要であります。公債費率が年々引き上がっていくことは明らかです。既存の施設の改修、公共施設の解体、撤去など、多額の費用が必要なことは明らかです。

3年後には、合併特例期間が終わり、交付税の大幅な減少になります。6億円減少とされています。

町長は10年、20年先の将来を見通すことが必要と言われます。施政方針で本年は数々の種が芽を吹き、花を開こうとしていると言われますが、施設の完成は明るく日頃から維持管理費が必要となります。年々費用が増えるのはどの施設も同じです。ソフト事業中心の行政運営を行わなければ、近い時期に町民は大きな負担と苦痛を受けることとなります。

公共施設は真に必要な施設なのか、利用見通しや維持管理など、10年先、20年先を見通して取り組むべきです。新庁舎建設は改めて事業規模、事業費などを再検討して、大幅な縮小をすべきです。

京丹波町の財政規模、そういうことを含めて、身の丈に合ったものにすべきことを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成29年度は、寺尾町政2期目の最終年度であります。今日までの住民主体のまちづくりの総決算の年でもありますと同時に、京丹波町の未来を展望した第2期の京丹波町総合計画に沿ってのスタートの年でもあります。

こうした節目の年に当たり、町長の公約の3本の柱であります「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりのそれぞれの施策が住民目線に立って、有効かつ重点的にどのように執行していくのかが、今問われております。今日までのまちづくりの取り組みの成果を検証し、今後のまちづくりの方向性を指し示す意味でも極めて重要な1年であると考えます。

そういう観点から、29年度予算を見てみますと、具体的な施策では、総務費においては、

老朽化した現庁舎を改築するための新庁舎整備事業や、新規事業として地元唯一の須知高校を総合的に支援するための教育振興対策事業、また高齢者の交通事故防止と、公共交通の利用促進を図るため、免許証を自主返納された高齢者に対するバス利用券の発行事業など、その他木質バイオマス活用のモデルとして、地域熱供給施設の維持や、家畜排せつ物を活用した新たな事業化に向けた可能性調査事業の実施など、また民生・衛生費では、町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりに向けて、京丹波町病院を核とした地域医療の充実を最優先課題に健康で心豊かな生活を保障するための各種検診事業の無料実施や出生から18歳以下までの子育て医療費助成事業など、引き続き住民の生活と健康を守るための施策が盛り込まれております。

また、農林商工費では、増え続ける有害鳥獣防止対策や、集落営農組織への農業機械導入補助、黒大豆、小豆など、本町特産物の生産振興とブランド力向上対策、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用のための調査設計経費など、また町有林の整備事業や木材需要の拡大と有効利用を図る木材搬出事業や観光振興の促進のためのロケ地誘致事業など、また教育費においては、よりよい環境のもとで幼児教育や保育を提供するための認定こども園の開設準備事業など、その他防災対策や子育て支援施策の充実等を最重要課題として、第2次総合計画に沿って大胆かつ積極的に新規事業に取り組むとともに、町民生活に密着したきめ細かな施策が随所に盛り込まれております。

一方、財政面では、引き続き経常経費の削減に努めるとともに、有利な地方債の活用や繰上償還の実施など、公債費負担の適正化が図られております。

地方交付税の合併特例措置が段階的縮減に入った一方、今後経常経費、経常的経費の増加が見込まれますが、将来に向かって安定したまちづくりを展開していく上で、より一層の財政健全化対策を講じる必要があると考えます。

このように本予算は随所に住民ニーズを的確に把握され、住民目線の積極的な予算編成であると確信をいたします。

なお、事業の執行に当たっては、町民の皆様にはまだまだ十分制度の趣旨等が説明し切れず、制度への誤解や認識不足も見受けられます。

今後より一層丁寧に、広報紙や町長と語るつどい等を通して、説明責任を果たされるよう、そのことが町民との信頼関係の構築につながるものと考えます。

町民の皆さんが安心安全で住んでよかったと実感できるまちづくりに一層邁進されるようご期待を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。議案第15号から議案第30号の表決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算について委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。2時40分まで。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（野口久之君） 少し早いようでございますが、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

《日程第16、議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

29年度の国保税は据え置きとなり、また5割軽減と2割軽減の対象が拡大されましたが、年金給付の引き下げや医療や介護の負担増により、暮らしは厳しく、依然と重い負担となっています。国保税の滞納状況を見ても、200万円から300万円の階層で12.6%、100万円から200万円のところで25.9%、100万円未満と所得なし合わせて44.7%と低所得者に重い負担となっていることがわかります。また、給与所得のところでも滞納が大きい比率を占めています。ここに課題があります。例えば1世帯に加入者数が多ければ均等割3万1,500円が人数に応じて加算され、国保税は高額になってきます。この間一般会計への法定外への繰り入れも実施していただいております。低所得者世帯、多人数世帯への負担を軽減することは可能であります。せめて子どものいる世帯には少子化対策、子ども子育て対策として実施をするべきであります。さらに、30年度からは国保の都道府県化が

実施をされます。予算に関連して質問をいたしましたところ、広域連合組合でこの保険料が試算をされているということでありました。しかしながら、この試算された国保税が高いとしてもう一度試算を行い、10月に決定がされ、12月に最終チェックがされるとの答弁でありました。さらに、共同事業であります保険財政共同安定化事業でありますけれど、これも昨年度、引き続いて29年度も交付を受ける金額よりも拠出をする額のほうが多いのではないのでしょうか。このようなやり方をやめて、国が減らしてきた補助金を元通りにすることこそ重要であります。以上を指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） ただいま上程されています、議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。平成29年度の国保事業特別会計の予算総額は歳入・歳出それぞれ22億5,200万円、前年度当初予算と比べて6,860万円、約3%の減少となっております。今年度の当初予算で6,000万円余りの増額と比較しますと、厳しい財源の状況であることは明らかであります。市町村国保の被保険者は無職の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にあり、本町においても被保険者の減少傾向にあり、財政は不安定になっております。そのような中、予算編成の算出根拠は被保険者数を一般・退職と合わせて3,948人、世帯数を2,382世帯、各被保険者の所得及び固定資産税を基礎としたものでの確なものであります。歳入では国民健康保険税が一般被保険者分全体としては前年度比1,443万4,000円の減、2億9,935万8,000円、退職者被保険者分としては前年度比868万6,000円の減で859万5,000円となっております。よって、収納率は昨年度と同様の一般被保険者93.5%、退職被保険者98%で妥当な目標であると考えます。医療は市町村域を越えて提供される実態がありながら、国保の保険料は市町村間で格差が大きくなり、同じ所得で同じ世帯構成であっても、住んでいる市町村で保険料が異なり、さらに進展する高齢化などにより、国保の運営は一層厳しさを増していくことは必至であります。本町においても町民ともっとも身近な関係の中で資格管理、保険給付、保険率の決定、賦課徴収、保険事業等きめ細かい事業になっております。さらなるサービスの推進に期待をいたします。国や京都府の方針では市町村国保の都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な体制運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものとされて、平成30年度から実施に向けて準備がされています。各市町村の保険料の納付金、基準保険料率が本年中に提示されることになっております。29年度の本町の堅実な国保運営が実行され

ることを念じているところであります。医療費が増加すれば、それを賄う保険料も増加するのが基本的な考えであります。しかしながら、本町では29年度において国保税率の8年連続据え置き措置となっていることは町民の保険税の負担を考慮しての判断であり、大いに評価するものであります。積立基金残高は28年度見込みが1億5,000万円余り、29年度末見込みが9,000万円弱の見込みとなり、30年度以降は基金にかかわる厳しさが懸念されるところであります。最後に、保険税率93.5%の目標を少しでもアップする努力と京都地方税機構と綿密な連携のもと、滞納者へ対策を怠らない努力を一層積み重ねてからの成果を期待し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり、可決されました。

《日程第17、議案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております、議案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療制度特別会計予算に反対の立場で討論いたします。この制度も平成20年4月から導入され、ことしで9年目に入ります。本町においては、25年度までは特別の経過措置がとられ、府内の一人当たり平均老人保険給付費に対し、20%以上低い保険率が設定をされておりました。しかし、この経過措置も25年度に終わり、そのことによって本町での26年、27年平均保険料は0.7%増の引き上げで、4万1,631円となりました。またこの制度は2年ごとに見直しをされることから、今後ますます高齢者の人口増に伴い、負担増も予測される中、安心して医療が受けられない不安を広げております。後期高齢者医療制度の導入の際、医師会や国民の強い反発があり、保険料の負担軽減策として特例軽減措

置がとられてきましたが、29年度から低所得者への保険料の特例軽減措置を廃止するとして
います。特例軽減が廃止されれば、年収80万円以下で均等割9割軽減を適用されていた
方の保険料は7割軽減となり、現行の保険料の3倍に、均等割8.5割軽減を適用していた
方の保険料は7割軽減となり、2倍に引き上がります。また、健康保険、共済保険の扶養家
族であった人も、後期高齢者医療制度にこうして2年以内であれば5割軽減ですが、3年目
からは全額負担と保険料は5倍から10倍になり、高齢者の生活を脅かすものであります。
今、こうした国のやり方に対して特例の廃止がされれば、高齢者にとって負担が大きい死活
問題として今後も現状維持を要望していきたいとの他府県の広域連合からの声も上がって
います。今、子どもの貧困と合わせ高齢者の貧困も深刻であります。安心して老後の生活を送
る見通しが立たないのが現状であります。不均一保険料の特別経過措置の継続と29年度か
ら実施しようとする特例軽減の廃止の中止を国や府に求めるとともに、不安を抱くような医
療制度の廃止を強く求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 14番議席、鈴木利明でございます。議案第17号 平成29年度
京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論を行います。この予算は歳入、歳出それ
ぞれ2億2,332万8,000円が計上されていますが、保険料は京都府後期高齢者医療
広域連合会の算定に基づきまして徴収し、同連合会に納付する収支となっております。広域
連合で2年ごとに決定されます保険料率は前年と同様であります。一人当たりの平均保険
料は7万4,469円と見込まれております。昨年度から広域連合からの助成金も削減され、
人間ドックの個人負担が2割に変更されていますものの、助成は継続され、一般会計からの
繰入などにより、高齢者の保健予防に対応する予算となっております。すなわち、本町は高
い健康診断受診率を誇る一方、限られた財源の中で高齢者の保健予防の対応がしっかりと
なされております。ご案内のとおり、後期高齢者医療制度は医療費が毎年大幅な増加を見る中
で、一定の抑制を図るべく75歳以上の高齢者を対象に独立させ、医療給付を集中する制度
として平成20年にスタートしました。いまや医療費問題は一自治体の問題ではなく、国を
あげて、国民をあげての大きな課題であります。広く国民みんなで結論を求める努力をして
いくことを強く申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに、討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議

案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第18、議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております、議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について反対の立場で討論をいたします。今年度予算は28年度予算に対し、2.3%減の5,036万7,000円減額となっております。介護給付費の減が主なものであります。平成12年4月に介護保険制度が導入されて今年度は17年目であります。この間、日本共産党が指摘をしてきました、保険あって介護なしといった制度になってきているのが実態ではないでしょうか。26年度の6月に可決をされた医療介護総合法により、介護保険法が改正され、一昨年の27年度から要支援1、2の認定者を保険給付費からはずし、市町村が主体となって行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、つまり新総合事業に移行させることとしました。これは国が介護給付費の削減を狙っているものであります。当初は介護度1、2の生活支援の保険はずしと車いすなど福祉用具レンタル料や住宅改修の全額負担も踏み入れておりましたが、国民の厳しい批判を受け、見送ることとしました。しかし、引き続き検討はされております。今年度の4月からは全ての自治体で総合事業がスタートするとしております。この市町村事業への移行は26年度の法改正が行われ、27年度4月から順次始まりましたが、29年度3月末までに移行する自治体は4割程度にとどまり、残りの6割は4月以降となっております。本町は既に慢性的な介護人材不足の回避と地域支援事業の上限額は有利になるとして、当初予定より早め、27年度中の3月28日をもって新総合事業に移行いたしました。総合事業は国の統一基準に基づく介護保険サービスとは違い、自治体の財政力とボランティア人材のある、なしに左右がされます。こうした自治体の体力によってサービスの差が生じることは大きな問題であり、法的な福祉は国民が等しく受けられるようにするべきであることを指摘して、反対討論

といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは、引き続きまして、私は上程されております議案第18号平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

まず、事業勘定でございますが、歳入、歳出とも前年度に対しまして、5,036万7,000円が減額となっております。歳入では、主なものは第1号被保険者保険料4億1,329万4,000円で、270万5,000円の増となっております。また、29年度も低所得者に対し、保険料負担軽減措置の適用した保険料となっております。国庫支出金あるいは支払基金交付金、府支出金、繰入金ほか歳入合わせますと、前年度に比べますと、5,036万7,000円が減額となって、かなり厳しい予算の計上となっております。次に、歳出の主なものを見ますと、保険給付費では居宅介護サービス給付、そして訪問看護の利用者191人、通所介護244人、短期入所、生活介護96人で5億9,915万3,000円となっております。さらに、地域密着型介護サービス給付費では町内の小規模特別老人ホームとグループホーム、そして28年4月から移行となりました定員18名以下の小規模デイサービスに、また、昨年10月に開設されました認知症でサービス等の費用にかかりますものが、3億489万円となっております。施設介護サービス給付費では介護老人福祉施設に194人、介護老人保健施設に54人などが入所にかかる経費が8億4,600万円となっております。介護予防サービス給付費では介護予防訪問介護の利用者が月10人、介護予防通所介護8人、介護予防通所リハビリに35人となっており、2,961万9,000円となっております。また、高額サービス費におきましては、利用者負担額が定められた世帯の上限を超えた部分に支給費4,278万5,000円となっております。特定入所者介護予防サービス等は低所得者の入所者等に対する食費、住居費の負担限度額を超えた部分について補足給付が1億2,695万円が計上されております。以上、保険給付費の総額は前年に比べ5,505万2,000円の減の20億6,603万9,000円となっております。関係者一人の給付額は相当な金額になると想定されます。高齢化社会になってまいりますと、介護の要る人や認知症の方も増えてくるように思います。介護も要らず、認知症にもならないことを町民の皆さんが願っておられると思います。幸い、地域支援事業では65歳以上の高齢者を対象として広く介護予防、認知症予防への予防活動を普及することを目的として、ふれあいいきいきサロンの活動や食生活改善ふれあい調理実習への支援、筋トレ教室を開催し、対象者支援の取り組みを通所型サービスでは

運動機能の向上、すこやか体操教室事業を多岐にわたって計画をされています。また、介護給付費等費用適正化事業では介護利用者の疑問や不安の解消、介護サービスへの資質の向上を図るため、希望される事業所等に派遣する介護相談員の養成にも取り組みをされております。これらの事業を継続、発展することを期待し、いろいろな取り組みの中に町民がこぞって参加していただき、健康、長寿を伸ばすことが京丹波町にとりましても、本人、また家族にとりましても幸せとなることとなります。これらのことを評価をしますとともに、次に京丹波町介護保険事業特別会計予算についてであります。ベッド数が19床で経営が大変厳しい状況とお聞きをいたしております。前年度平均稼働率が84.9%であったと伺っております。厳しい経営の中で、一般会計繰入金の前年度より18.4%の減という予算が計上されておまして、日々の努力に感謝をいたしております。また、いずれにいたしましても、厳しい情勢の中で予算化をされ、地域住民の幸せを願う予算となっておりますことを実現していただけることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第19、議案第19号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第19号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議

案第19号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第20、議案第20号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第20号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第21、議案第21号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第21号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第21号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第22、議案第22号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第22号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第22号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第23、議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第24、議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第25、議案第25号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第25号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第25号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第26、議案第26号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第26号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第26号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第27、議案第27号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について》

○議長（野口久之君） 次に、議案第27号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第27号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第28、議案第28号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第28号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第28号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第29、議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第30、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番(山田 均君) ただいま上程になっております、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。平成29年度京丹波町水道事業会計予算は地方公営企業法に基づく水道事業の設置に伴い、企業会計として、最初の予算として提案されました。経営の基本は常に企業の経営財政を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定められています。本町の水道事業は3町合併後は丹波・瑞穂地域での統合事業、和知地域での統合整備事業に取り組んできました。丹波・瑞穂地域では開発団地などで人口が5,000人ふえるという、こういう計画から見直して、2,290人として、1,202立米、町内11の事業所と工業団地から新規増量要望が4,989立米、生活用水量や事業所用水量で7,532立米として丹波と瑞穂地域だけで1万3,723立米が必要、水需要予測として取り組んできました。平成30年には丹波・瑞穂地域で1万4,260人の人口と予想し、水が5,000トン不足するとして畑川ダムは強行されてきました。人口がふえるとした水需要予測は完全に破綻をしております。京丹波町全体で見ても、人口は合併時の1万7,939人が平成29年3月1日現在で1万4,86

0人になっています。11年間で3,079人も減少しております。さらに下山の工業団地に1,000立米の水が必要とされましたが、団地の中心部は太陽光の団地になっております。既存の事業所からの増量も企業の業績との関係もあり、計画どおりふえる見通しはありません。人口でも企業の増量見込みでも見通しも根拠も曖昧なままの計画で、見込みのない夢のために大きな負担を住民に背負わせていくことになっております。畑川ダム建設は右肩上がりの時代に計画し、行政は一度決めたものは後戻りできない、やめられない公共事業の悪い例です。人口がふえる、企業の増量要望があったとしたダム建設を推進した根拠や水需要の見通しは全く根拠がなくなっております。水需要の見込みのない多額の投資は水道料金の引き上げなど、これにつながり住民負担となることは明らかです。もちろん丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのために、山水や伏流水などを確保、合わせて瑞穂地域では水原と下山に新規水源を確保し、9,100トンとしました。また、現在使用している施設の改修や補修などの維持管理が十分にできていないために老朽化した施設や水源の枯渇などが起こっています。そのためには丹波瑞穂統合簡易水道整備事業で水需要の中で示されている有収率は統合事業の完成で有収率87%としており、有効率90%以上と合わせて確保すべきです。そして、既存の施設の改修、改善など計画的に行えば、安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告からも明らかです。畑川ダムも洪水調整が大きな目的であるとしていることから、畑川ダムは洪水調整を第一の目的にしてダムだけに頼る方法ではなく、既存の施設の維持管理を重視するべきです。また一般会計で関連対策事業として、周辺整備事業の事業化に向けての予算化が計上されています。計画されている周辺整備事業は過疎計画では5年間で4億2,800万円の費用が見込まれています。事業の内容を計画段階から町民に明らかにして、維持管理費用などどれだけの利用があるのか、あらゆる角度から十分に検討すべきです。こうした事業は町民の合意と納得を最優先にすべきことを指摘するものです。最上流である本町の住民が安心して美しい水が飲めるように取り組むべきです。平成29年度から地方公営企業法に基づく水道事業として、企業会計として出発します。経営の基本に定めているように、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。本町は高齢化でひとり暮らしが一層進むことが明らかです。基本水量の見直しや水道料金の引き上げに取り組むことがあっても、事業の採算が合わないとしての引き上げは絶対にすべきではありません。また、委員会でも指摘しましたが、開栓閉栓の手数料が1回3,000円では近隣市町の10倍で住みにくい町に一層なってしまいます。近隣市町の事例をもっと調査し、高齢化で空き家が増加する京丹波町では住民の側からの利便性をもっと考えるべきです。再考を求めるものです。この点も指

摘し、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第31、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第31、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） 36ページの農業振興事業について確認の意味でお尋ねしておきたいと思います。これは本年1月、2月の豪雪によりまして、パイプハウスの補助を行うということで、再建をする農家にとっては1割の自己負担として大変ありがたい制度の確立をしていただきました。英断を下されたと思ってるんですけど、ただ、これについては先般会議をしておりまして、このことについて触れておりましたら、会議の後に林産物、キノコをつくっているハウスについては該当しないということ聞きまして、そのときに。私はキノコについてもパイプハウスを設置されておりますし、お隣同士で片や農産物の野菜は補助を受けて、一方のキノコは受けていないという、こんな不公平なことはないなということで話しておりましたので、わかっている範囲で結構なんですけれど、何で林産物については除外されたのかわからないので、わかればお答えいただきたいなと思いますし、公正公平な補助制度の観点から同じ圃場にハウスが設置されておりながら、片や野菜等の農産物はいけて林産物のキノコはそういう対象外ということになればやはり不公平感が出るということで、これについては府のほうに要望していただく必要があるのではないかとこのように思いますし、私自身も府議を通じまして確認をとっているんですけど、ぜひそれ

についても補助の対象にさせていただくべくお願いをしていただきたいというふうに思うんですけど、府のことなのでお聞きするのは酷なことかもしれませんが、わかっている範囲でお答えいただければありがたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのパイプハウスの復旧支援の事業の関係ですけれども、今、岩田議員さんからも言われましたように、議員さんも府会議員さんを通じまして情報等を府のほうに言っていただいたことかというように思っております。本日ですけれども、京都府のほうから正式に担当課のほうに連絡がございまして、林産物でありますシイタケ等栽培をされておるものにつきましても補助事業の対象にするという明確な回答がございましたので、既に対象の件数が2件ほどございましたけれども、そちらの農家さんのほうに既に連絡をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいと思うんですが、35ページにかかわってなんですが、太陽光発電システムの設置補助金ということで、これ減額に、家庭向けに、自立型再生可能エネルギーの導入となっておるんですけれども、屋根に上げる太陽光、そして地上に設置する太陽光、町内でもたくさんできているんですけれども、太陽光に対するガイドラインを設置しないといけないと言われているんですけれども、委員会でも聞いておったんですけれども、国の状況を待っているということでございましたけれども、やはりいろいろ見ておきますと、全国的にもそういう取り組みをしている市町村もどんどんふえておりますので、やはり一定のガイドラインというのをつくって対応できるようにすべきだと思うんですけれども、やはり国待ちにならずに先進事例をしっかり調査をして、すべきだと思うんですけれども、その点についてちょっと見解、それから目途、早くしなければどんどんふえていっている傾向もありますので、その辺の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 太陽光、特にメガ、大きなものについてですが、先ほども議員さんおっしゃいましたように、国のほうもようやくというかガイドライン的なものを今作成中ということを知っております。そちらの上位法のほうも加味しながら現在町といたしまして関係部署でガイドラインの作成に向けて検討しているという状況でございまして、もう少し時間はかかるかもしれませんが、早急にそういったガイドラインをつくって対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 時は刻々たちますので、早くつくっていくということと、メガソーラーといわれる大きなものと、最近の流れを見ておりますと、住宅地の中というのですか、空き地があればそういうところでもふえてきておられます。以前は住宅から離れた農地といえますか、荒廃地等が多かったんですけれども、最近の傾向としてはそういうところへ来ておられますので、やはり聞いておられますとその反射のこととか、いろいろそういう訴える方もあるわけでございますけれども、指導の要項が何もなければ、今の法律では認めざるを得んということになってきておられますので、やはりそういうものを、住民のそれこそ目線からすれば、やはりしっかりそういうものを早くつくって対応して、一定の指導ができると。どの分野においてもそういうことが対応できるようにすべきだと思いますので。もちろん国の一定上位法という問題もありますけれども、国がそういう法律をつくるのか、ガイドラインというものを国としてつくるのか、その辺がわかりませんが、やはり町としても早くつくっていくということが今最優先すべきことだと思いますので、29年度にはそういうものはちゃんとできるんだという方向で私は取り組むべきだと思うんですけれども、その辺の担当課としての考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） おっしゃるとおり住宅地の空き地に設置されるケースが多くございます。その辺の状況把握ということもなかなか難しいわけでございますが、いろいろな情報を収集しながらガイドラインを早急につくる方向で今検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 22ページの諸収入の雑入の雑入、下から4つ目の煙火ですね、動物駆逐用煙火等負担金が27万円のマイナスとなっておりますが、大体これ28年度にどれぐらいの煙火が負担金なので、これ払ってもら分だと思うんですが、使われて、効果としてはどれぐらいのものがあって、29年度にも予算があったかと思うんですが、その点も改めて確認をしておきたいんですが、29年度以降のこともつけ加えてお願ひします。あと、最後の賞金が20万円と、賞金ですからおめでたいことなんだとは思いますが、その内訳というか、内容をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まずは煙火でございますけれども、詳細、何本出たかというのがまだ年度途中でございますので、今後出ていくものがございますので、数字的にははっき

りしたことが言えませんので、申し訳ございません。今後におきましても各それぞれ地域で追い払い活動を行っていただくということで、29年度のほうにも効果的なサルの追い払いを行っていただくために、煙火のほうも活用いただくということで予算計上させていただいておりますので、今後とも新たにできましたサルの協議会等の活動とも合わせて煙火のほうも追い払いの一つのものとして町民の皆さんに広く活用願いたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 雑入の賞金20万円でございますが、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟主催のケーブルアワード2016第9回ベストプロモーション大賞のグランプリにケーブルテレビが各関係機関、それから町民の皆さんも登場していただいて、認知症予防啓発ドラマ制作、これ第一弾なんです、「大丈夫、上田さん」というドラマを制作しました。それが最高賞でありますグランプリに入賞したということで、その賞金をいただきましたので、一般会計予算に入れさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 21ページの諸収入の給食事業収入、学校給食費が502万8,000円減額となっております。過年度分は21万5,000円入っておりますのであれなんですけれど、減額となった502万8,000円の内訳というんですか、小中あわせての給食費かと思うんですけれど、やっぱりなかなか給食費が払えていないと言えるのか、その点どのようにこの減額はなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 川島教育次長。

○教育次長（川島勇人君） 学校給食費の502万8,000円の減額につきましては、学校の行事、修学旅行ですとか校外活動ですとか、そういった形で欠食されたやつを年度末に清算することになっておりまして、その分の減額になっております。小中分けては資料ないんですが、合計です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 45ページですが、小学校スクールバス事業18万6,000円の減額の方と、それと通学路の件につきまして、教育委員会でも要望があったのではないかと思います。新しい1年生が国道を通るのにポールかガードレールをつけてほしいということで、私も富田の国道なんです。そういった要件なんかは特に本当に危ない、本当に一人の小学生が6年間、中学生もなんです。そういった危険なところを通るということで、ぜ

ひそういった一人のためにもそういった安全の対策を早急につけていってあげてほしい、そういうことをお願いします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 45ページの18万6,000円の減は単純に実績の精査になってくる減額でございます。それから、危険箇所につきましては、毎年それぞれ学校から通学路を上げていただいたり、それぞれから危険箇所の調査をしております、それぞれ関係機関、京都府、府道、国道、それから警察、町の関係によってそういった点検をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 新1年生で今度一人で国道を通われるということをお聞きしたので、また早急に対策をお願いします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） また学校のほうからもそういったところ具体的に上がってくると思いますので、検討させていただきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田均君） ちょっと1点財政担当にお尋ねしておきたいと思うんですけど、一応予算の考え方としては当年度の予算は当年度で消化するという会計の原則があると思うんですけど、28年度の補正で20の事業の繰り越しが上がっておるんですけども、近年こういう事例がたくさんあるんですけども、そのいわゆる予算をつけるときに、補助の関係もありますけれども、本来なら年度内で消化できる事業量を予算化すると。どうしても、やむを得ない事情のあるものを繰り越しというのが基本だと思うんですけど、近年の状況を見ておきますと、毎年相当な数の金額の繰り越しをして、結局次年度で、例えば28年度の事業を29年度で消化をすると。29年度予算をまた結局30年度と、こういうような形になっておると思うんですけど、そういうものは会計の原則からすると、やっぱり是正していくというか、本来あるべき姿に戻すべきではないかと思うんですけど、その辺はどういう基本的な考え方なのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 予算につきましては、当然単年度での収支というのが原則となっております。ただ、中には国の補助事業、繰り越しで事業が新たにつくものもございまして、そういうものにつきましては、当然翌年度に繰り越して事業執行というような流れになってくるものも中にはございます。ただ、原則的には当該年度で予算計上したものは当該年度で

完結をするというのが本来の考え方ではございますけれど、事業の進捗状況によりまして、やむを得ず繰り越す場合というのが最近特に多くなってきているという状況でございます。認められました予算につきましては、できるだけ不用額として落とすのではなく、事業執行に結びつけたいという思いもございますので、一概には言えないわけですが、基本は単年度での執行を目標としておりますけれど、そういった状況によりまして繰り越すこともやむを得ないことというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について》

○議長（野口久之君） 日程第32、議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について》

○議長(野口久之君) 次に、議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) 1点関連でお尋ねをしておきたいと思うんですけど、今回の補正はいわゆる後期高齢者医療広域連合の保険料の負担ということで529万5,000円ということが主な中心なんですけれど、京丹波町の現時点でのこのいわゆる後期高齢者の加入者ですね、男性、女性ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。また、追加で529万5,000円のいわゆる負担というのは当然人数に応じての負担だと思うんですけど、これは何人分ということになるのか、お尋ねしておきます。

○議長(野口久之君) 長澤住民課長。

○住民課長(長澤 誠君) まず、被保険者数でございますが、29年1月末現在でございます、合計で3,287人でございます。また、今計上させていただいております保険料でございますが、この調定額に基づきまして現年度分の特別徴収なり普通徴収、合わせましての529万5,000円ということでございます。基本的にはこの時点で今はっきりした人数は把握しておりませんが、資料としてありませんが、先ほど申しました1月末時点の人数、見合い分を計上させていただいているようなことでございます。男女別はわかりません。申し訳ございません。

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について》

○議長(野口久之君) 次に、日程第34、議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計予算(第3号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第35、議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について》

○議長（野口久之君） 日程第36、議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第37、議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけど、歳出で見まして、いわゆる255万円の減額になっておるんですけど、結局当初見込みは529万5,000円というように計上されておったんですけども、半額に近い金額が減額になっているんですけど、この要因というのですか、申込者がなかったということか、それか適格者がなかったということかわかりませんが、一応25人ということは聞いたと思うんですけども、その辺はどうなのか伺っておきたいということと、近年奨学金という問題は大きな問題になって、国政の問題としても大きく取り上げられております。やはり、今給付型ということで京丹波町はそういう方向でやっておるわけですが、そういう中でももう少し対象者を広げていくということも必要ですし、制度そのもののあり方を見直すべき時期ではないかと。もちろん給付型ということ前提でいいと思うんですが、そういう考えはないのかどうか。といいますのも、こういう少子高齢化になってきて、もちろんこういう資金を使って勉学に励んでいただくということは当然必要だと思うんですけど、やはりその人たちがそれを町民の血税を受けて勉学をしていただいた、その方がやっぱり京丹波町に戻っていただくと、そういうところへつながるような制度というものにつながっていかないかどうか、そう思うわけですが、その辺を含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） まず、予算のたて方なんでございますけれど、例年前年度の志願者にそれぞれプラス2名を予算として上げております。結果としてことしは志願者が34名あったんですけど、結果として25名の支給決定となったということで、半額近くになったということでもあります。それから、給付型の奨学金ということですけど、国のほうでも現在そういったことが検討されている段階でありまして、町のほうでも、またそれが下りてくると思われますので、それと合わせて検討できたらなというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第38、議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと1点伺っておきたいと思うんですけど、収入のところ立木売払収入ということで、間伐材の切り出しという説明があったと思うんですけど、18万3千8,000円ということで、相当大的な金額なんですけれども、これは当然スギ、ヒノキという、そういうものを間伐されたのではないかと思うんですけど、具体的にはどのぐ

らの面積を森林組合だと思いうんですけれど、そういうところに業者に委託をして間伐をすると、その間伐したものをそこに放置するというのではなく、ちゃんと搬出して、そして処分、売買したと、こういうことかと思いうんですけれど、その辺ちょっとわかっておればお尋ねしておきたいと思えますし、大体何年生ぐらいのものを間伐されているということなのか。森林組合がそれぞれ地域ごとに間伐の推進もしておるわけでございますけれど、そういうところでの、そういう制度にのったものなのか、この財産区独自で間伐を実施されたということなのか、それもあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回立木の伐採によりまして収入を計上しておりますけれども、一つは治山事業によりますダムの整備事業にかかわりまして、支障となりました立木を伐採をしたものでございまして、ちょっと材積といいますか、年齢まではわからないんですけれど、おおむね、胸高の直径で40センチから50センチぐらいのものがございまして。それで、材にして出しておりますのは、チップということで材積でいきますと2口ございまして、48立米、チップの重さにしますと4.6トン、それから414立米ということでチップで71トンという状況でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） チップということでございましたが、売り先とかいうのは、どういうところへチップとして売ったということだと思いうんですけれど、ちょっとお尋ねをしておきたいということと、その相場というのはどういう形で決まっておるのかということもあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 搬出先につきましては、瑞穂農林のほうに搬出をしております。また、単価等につきましてはそのときの実勢の価格かというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 立木の関係はそういうことだと思いうんですけれど、今説明で治山事業ということでございましたが、当然そういうことになりますと、そういう工事がされるということになりますと、用地の買収とかそういうものが関係しなかったのかどうか。当然そうならばその収入として上がってくるんだと思いうんですけれど、ここでは一応治山事業で立木の処分ということで収入ということなんですけれど、その点あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 治山事業にかかわりましては、用地買収等につきましてはないと

いうことをございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第39号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第39、議案第39号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 歳出でちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、それぞれ精査をされたという結果のものだと思うんですけども、負担金補助及び交付金の中に山林の高度利用の補助金というのは24万8,000円減額になっているんですけども、これは山林の高度利用ということでそれぞれ集落との関係で高度利用ということで払われておるんじゃないかと思うんですけど、この補助金が減額になるというのですか、余ったといいますか、そういう理由はどういうことからなのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） これにつきましては、それぞれの集落から申請がされておりました、その実績額によって減額をさせていただいたものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。議案第39号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)について》

○議長(野口久之君) 次に、日程第40、議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) 歳出の負担金補助及び交付金の中に、梅田地域振興対策事業補助金というのが26万円の減額になっておるんですけど、こういう事業についてはそれぞれの地域からの申請に基づいて予算が当然計上されておると思うんですけど、申請されたそういう事業が実施できなかったということかと思うんですけども、具体的にどういう事業が当初予定されていたものができなかったということなのか。地域もわかっておれば、あわせて伺っておきます。

○議長(野口久之君) 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長(山内善博君) これにつきましては、それぞれの集落から申請が行われるものでございまして、平成28年度におきましては下大久保区、水原区それから鎌谷奥区、上大久保区から防犯灯の設置事業について補助金の支出の申請があったものでございます。総額が21万円というふうになっております。その額が確定したことにより、減額の補正とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第41号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第41、議案第41号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。議案第41号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第42号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)について》

○議長(野口久之君) 次に、日程第42、議案第42号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。議案第42号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)について》

○議長(野口久之君) 次に、日程第43、議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更について》

○議長(野口久之君) 次に、日程第44、議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) 工期を4カ月延長する契約変更であります。現在工事が始まってまして、大変地域住民の方は不便な状況でありまして、さらにまたこれ4カ月通行どめが続くと。朝、晩は歩いて通れるということでありまして、やはり地元区民の方からも一日も早く工事を完了していただきたいという声を聞いております。契約は契約としましても、また業者とも協議をしていただきまして、1カ月間程度短縮できないかお聞きをいたしておきます。

○議長(野口久之君) 山内土木建築課長。

○土木建築課長(山内和浩君) 1カ月の短縮ということですが、現場のほうもできるだけ早く工事を完了するという方向で頑張っておりますし、また工期の変更につきましても地元と十分協議しながら進めてまいりますが、1カ月短縮ということは今この場では申し上げられませんが、できるだけ早期に完成するように努力してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も工期延長にかかわってお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回3月31日から7月31日まで4カ月延長ということになります。いろいろ周辺の状況でバスの通学の関係とかそういうことも含めて全く通れないということになりますので、非常に回り道をしないといけないということになっております。そういう面で地元やそこを利用されておった方との協議やまた納得という問題も当然あると思うんですけど、その辺は具体的に地元協議、また状況の合意をしてもらわないとしょうがないわけでございますけれども、いろんな意見というのは余りそういう納得してもらえる状況なのかどうか、またその対応についてもあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 地元に対してですが、先ほども申しましたように、工事前、工事中も含めまして、地元区長さんを窓口調整をさせていただいております。地元からも要望をいただき実施しているということで、ご理解、ご協力をいただいております。長期にわたりご不便をおかけすることから、できるだけ早く工事が終わるように進めたいと考えております。対応につきましても、ごみ収集とかバスの通学路等につきましては、地元または教育委員会等とも調整をしております。対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決され

ました。

《日程第45、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第45、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。

山内議会運営委員長。

○議会運営委員長（山内武夫君） それでは、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を行います。平成29年4月1日から本町の丹波瑞穂地区と和知地区の2つの簡易水道事業を京丹波町水道事業として事業開始するため、昨年12月に地方公営企業法の規定に基づき、京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定と町関係例規が整備されたことから、新旧対照表でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例第2条第1項第2号に規定する産業建設常任委員会の所管に関する事務中「水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。以上、簡単ではございますが京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。ご賛同いただきますように、よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発委第1号を採決します。発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

《日程第46、発議第1号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第46号 発議第1号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

東まさ子君。

○2番（東まさ子君） それでは、発議第1号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書について提案説明を申し上げます。政府は昨日犯罪を計画段階で処罰する共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、衆議院に提出をいたしました。共謀罪は実際の犯罪行為がなくても共謀、相談、計画したというだけで犯罪に問えるものであります。それは犯罪の実際のみを罰するという現行刑法の大原則に真っ向から反対するだけではなく、憲法19条が侵してはならないとする国民の思想や内心を処罰の対象とする違憲立法であります。このような憲法違反の「共謀罪（テロ等準備罪）」の新設を許すことはできません。それでは、意見書を読み上げまして、提案の説明とさせていただきます。「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書案。安倍政権は東京オリンピックなどに対するテロ対策を口実に共謀罪法案を通常国会に提出しようとしている。共謀罪は犯罪を実行していなくても犯罪を行うことを相談・計画（共謀）すればそれ自体を罪とするという危険なものである。犯罪が起こる前から捜査すれば、思想・良心・言論の自由など基本的人権を侵すことになる。そのため、過去3度にわたり国会に提出をされながら、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となってきた。政府は共謀罪の名称をテロ等組織犯罪準備罪に変え、あたかもテロ対策のように装い、国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪が必要とっている。しかし、この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるための条約である。テロ防止に関する条約は国際的に13本制定されており、日本はその全てを締結し、国内法も整備している。しかも、共謀罪が適用される犯罪はテロとは関係のない公職選挙法や道路交通法を含め、広く国民生活にかかわる犯罪も対象になっている。対象犯罪を限定しようとしても、国民の表現、思想、内心を監視し、介入し、処罰しようとする本質は変わらない。組織的犯罪集団の定義も曖昧で、市民団体や労働組合も対象にされかねない。安倍政権は秘密保護法や安保法制（戦争法）、盗聴の拡大や司法取引の導入などを強行してきた。そこに共謀罪を加えることは国民の運動をおさえ、モノが言えない監視・密告社会をつくり、日本を戦争する国へと進めるものである。よって、こうした重大な問題をもつ共謀罪法案の国会提出に強く反対するものである。以上、提案説明とさせていただきます。ご賛同いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○5番(山田 均君) 発議第1号 「共謀罪(テロ等準備罪)」法案の国会提出に反対する意見書に賛成の立場から討論を行います。ご承知のように、昨日閣議決定がされた「共謀罪(テロ等準備罪)」は実際には起きていない犯罪について2人以上で話し合い、計画しただけで罪に問う法案です。政府はテロ等準備罪と名称を変えた対象の犯罪を当初676から277に絞り込みをしました。安倍内閣は過去3度廃案になった共謀罪とは別のものという理由はテロ等準備罪法案は1つには対象を組織的犯罪集団に限定したこと。2つには犯罪の実行の準備行為が行われたときがあって、初めて処罰の対象になる、この2要件があるから共謀罪ではないと言っておりますが、2006年6月に出された最終の修正案にはこの要件が盛り込まれていました。2006年の法案は組織的な犯罪集団、犯罪の実行に必要な準備、その他の行為が行われた場合となっており、2要件とも文言まで11年前とほぼ同じになっています。国会の審議でも組織的犯罪集団についての見解も捜査当局の判断で、一遍したと認めれば一般の団体、市民も対象になり得ることになります。重大なことです。日本弁護士連合会は組織的犯罪集団などの要件が付加されたとしても犯罪を実行しようとする意志を処罰の対象とする共謀罪と何ら違いがないことを指摘し、いわゆる共謀罪を創設する法案を国会に上程することに反対する意見書を発表しました。政府は国際組織犯罪防止条約を批准するために共謀罪が必要と伝えてきましたが、テロ等準備罪が共謀罪でないというのであれば、条約は無関係になります。オリンピック開催のため、テロ対策のためにテロ等準備罪法案が必要として閣議決定しましたが、これまでテロ対策として国際組織犯罪防止条約を批准するためには共謀罪法案が必要といいながら、テロ等準備罪が必要という大きな矛盾をあらわしております。結局国民を対象にする法案であることはこのことから明らかです。昨日の新聞報道でもLINEというものでもこの対象になり得るということまで報道されております。共謀罪は憲法の思想、信条、内心の自由を侵します。テロ対策どころか広く市民団体を監視します。そして、警察の日常監視、密告社会を招きます。戦前につくられた治安維持法も当初は共産主義者から戦争に反対する人たち、さらには宗教団体へと取り締まりは内心へと広

がりました。創価学会初代会長の牧口常三郎氏も治安維持法違反、不敬罪の容疑で検挙されました。歴史を繰り返してはなりません。今、住民の代表機関として党派を超えて議会が声を上げることが今ほど必要なときはありません。議員の皆さんの賛同を心から訴えて、本意見書案の賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。発議第1号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。よって、発議第1号は否決されました。

《日程第47 閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第47 閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程、並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成29年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 森田幸子